

平成 25 年度
大津市包括外部監査結果に基づく
措置の通知に係る公表

大津市監査委員

平成25年度 包括外部監査の結果に基づく措置状況

(平成26年4月30日現在)

教育委員会に係わる事務の執行及び事業の管理について

I 全般的事項

[2] 学校調査票

1 監査結果

(報告書21頁)

(1) 施設維持管理の早急な対応について

「学校調査票」によれば、施設の老朽化に関する質問に対し、エレベータの故障や雨漏りと記載した学校園が20校園程度もある。雨漏りは通常放置しておくと、漏電による火災の危険性や建物の寿命が短くなるおそれがある。また、放置する期間が延びるほど原状回復費用が増大する可能性もある。「2. 水道管工事について p 43」で記載している学校の水道管工事とも合わせ、現時点での修繕費と、放置して施設を劣化させた後の修繕費や水道代の損失金額等を比較検討し、必要最低限の修繕等は適時に実施されたい。また、特に安全に係わる部分については、より早急に対応すべきである。

(講じた措置の内容)

教育施設は大半が老朽化の状況にあり、児童生徒の安全に関わる緊急修繕についてはこれまでから適宜対応しているところです。一方で、より効果的に施設の延命化を図る手段として、老朽校舎等を保有する教育施設から、計画的に大規模改修（施設全体を対象とした改修工事）に着手しています。

また、緊急修繕ではありませんが、大規模改修まで待てない中規模の改修については、建築基準法第12条に基づく点検結果等も踏まえて、効率的で効果的な工事について建築課等と連携し対応していきます。

(教育委員会 教育総務課)

[3] 学校園と教育委員会等との連携の視点

1 意見

(報告書22頁)

(1) 学校園の会計と教育委員会の役割

大津市立の小学校、中学校、幼稚園において、各校別の決算書は作成されていないが、一般的な収支状況は、下表のとおりである。

支出	収入（負担者）
学校教職員に係わる人件費	小学校、中学校的教職員は原則として滋賀県が負担。幼稚園の教職員、小中学校的用務員、加配職員（一部）は、大津市が負担。
学校管理に係わる人件費以外の経費	基本的に大津市が負担。
学校建設に係わる経費	大津市が負担。
教材費等	公費、私費に区分し大津市と保護者で負担。
修学旅行費用、卒業アルバム費用、給食費	保護者が負担。

大津市が負担すべき経費については、大津市の財務規則等に基づき事務手続が行われるもの、学校徴収金など私費会計（保護者負担）の部分に対しては、基本的に学校任せであった。しかし、平成24年度に「学校徴収金の取扱いに関する要項」を各学校に通達し、私費会計の部分についても基本的なルールが示された。ただし、現在のところ不十分な点も見受けられる。（p91参照）

公費と私費の区分については、大津市立の学校園における会計の適正性を担保するためには、学校で行われている私費会計の全容把握が必要と考えられる（p90参照）。PTA会費からの「教育振興費」等受け入れについても、PTAの会則や受納手続が適正であれば問題がないとも考えられるが、現状ではPTA会費の使途が把握されていない点が問題であると考える。

教育委員会は、学校との連絡を密にし、私費会計も含めた学校会計の実態を把握した上で、公費部分の範囲の妥当性も確認しつつ事務執行を行われたい。

（講じた措置の内容）

学校徴収金の取扱に関する要項に沿った会計処理を行うため、平成25年度において会計システムを作成し、平成26年3月に小中学校長及び学校事務職員を対象に研修会を実施しました。また、昨年8月には市内すべての小中学校及び幼稚園で管理執行している、いわゆる学校徴収金による私費会計の執行状況についてチェックを行いました。今後は毎年度10校程度を目安に同会計の執行状況について調査、点検を実施し、それらの結果を踏まえ、学校側への情報提供など連絡を密にしながら、より一層適切な会計処理に向け取り組むとともに、公費・私費の区分の適正化にも努めます。

（教育委員会 教育総務課）

(報告書 22 頁)

(2) 教育委員会議事録の開示について

教育委員会の議事録は、月 1 回開かれる定例会に関しては、ホームページ上で公開されているが、定例会以外に開催される臨時会については公開されていない。臨時会においても重要な議案審議がなされており、議事録をホームページ上で公開することが望ましい。

(講じた措置の内容)

教育委員会の会議は、議案等の審査が主な定例会や臨時会、重要な案件を協議する場として教育委員協議会があり、毎週 1 回はいずれかの会議が開催されている状況にあります。

また、それらの会議での議論はすべて議事録としてまとめており、また、定例会や臨時会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により公開が原則であることから、臨時会会議録の公開に向け、今年度から取り組みます。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書 23 頁)

(3) 防災危機管理への対応

総務部危機・防災対策課において、「防災マップ・カルテ」として、市民に向けて土砂災害や活断層の危険地域であることを公表し注意喚起を行っている一方で、この「防災マップ・カルテ」について、教育委員会をはじめ、大津市全体として、その公表結果を受けた大津市内の公共施設の安全性の検討がなされていない。すなわち、大津市役所内で横の連絡が十分にできていない。今後、総務部危機・防災対策課が中心となってさらなる調査や検証を行い、市全体として学校地をはじめとする公共施設としての適正性を慎重に検討されたい。

(講じた措置の内容)

危機・防災対策課が作成している防災マップは、災害に対する危険性や安全性に関する様々な情報を市民に提供し、住民一人ひとりの防災意識を高めていくとともに、それぞれの防災活動に活用していただくことを目的としているもので、危険箇所等の位置や区域について概ねの位置を示したものです。

のことから、学校をはじめとする公共施設の建設等にあたっては、所管課においてそれぞれで対応するものと考えます。

なお、改めまして本市ホームページに防災マップ、カルテを公開していることを府内各課に周知します。

(総務部 危機・防災対策課)

[4] 合規性監査の視点

1 監査結果

(報告書23頁)

(1) 物品等経費の支払期日について

支払期日に関しては、「物品等経費の支払日について p 42」において、大津市契約規則どおりの支払を行うよう指摘している。しかし、請求書の日付から支払日までが契約規則で定めた日数を超えていた事案は、上記指摘案件以外にも散見された。契約規則違反にならないよう発注担当課から出納室まで十分な連絡をとり、支払期日の徹底を行う必要がある。

(講じた措置の内容)

毎年度開催している学校事務職員会議において、会計事務の実務に関して研修を行い、適正な事務執行となるように努めていますが、この度の監査結果を受け、平成26年4月17日に開催しました同会議において、市の契約規則等ルールに基づいた事務執行となるよう改めて周知徹底を図りました。

(教育委員会 教育総務課)

2 意見

(報告書23頁)

(1) リース契約について

「科学館常設展示更新事業 p 171」や「リース契約について p 199」で記述しており、その他のヒアリングの中でも散見されたが、リース会社の選定に関しては入札等の手続が規定されているものの、リース契約を締結する際のリース対象物品の範囲や選定方法に関する大津市としての契約上の規則が整備されていない。

規則が整備されないなか、所管課では個別対応されているが、規則上明示がないため入札等の手續が行われていないこともあります。見積合わせ等が実施されても書面上記録が確認できないケースもあった。リース契約による物品取得が頻繁に見られるようになるなか、リース対象物品をいかに決定するかと言うことが実質上重要となるために規則の整備を行う必要がある。

(講じた措置の内容)

「(仮称) リース契約ガイドライン」を作成し、リース対象物品の範囲や選定に関するルール作りを検討していきます。

(総務部 契約検査課)

(報告書 23 頁)

(2) 職員ローテーションについて

教育委員会内には、技術を要する職種の職員がいることもあり、同じ担当部局で同じ職務が長期化しているケースが見られた。許認可が行われたり、業者選定が行われたりする部門に長くいるとどうしても業者との癒着等が問題になることが過去の不正事例等から見られるので、不正の防止の観点から技能職といえどもある程度の年数で担当部局の異動を行うか、少なくとも職務分担の変更を行うよう配慮されたい。

(講じた措置の内容)

組織の硬直化を防ぎ、活性化を図るとともに、一方では特定業者との接触などを防ぐことからも、同一部署に長期間在職する職員については、定期的な人事異動が必要であると考えており、その対応に努めているところです。技術職員は事務職員と比して所属が限定されることから、職務分担の変更による対応等についても、コンプライアンスを推進する上において必要と考え、今後さらに努めていきます。

(総務部 人事課)

[5] 3E 監査の視点

1 監査結果

(報告書 24 頁)

(1) 施設整備計画の必要性

「公民館施設の適正規模について P150」、「公民館整備に係わる長期計画の必要性 P150」で述べているとおり、公民館の利用率が非常に低い状態である。田上公民館は平成 24 年度に建替えられ新築となっているが、利用度は相変わらず低率で、新設された展示室は未だ利用されない状態が続いている。(平成 26 年 1 月末時点)

施設整備を行う際には、現状での利用状況を十分考慮し、長期的な整備計画に基づいて実施すべきである。その際、新規の施設整備だけでなく、大規模改修や前述した雨漏り等の修繕工事の必要額も十分検討し、教育委員会全体として、長期計画を策定されたい。

(講じた措置の内容)

公民館の施設整備については、支所、公民館を併設した市民センターとして整備を図っており、その施設整備費については支所費において予算化しています。そのため、教育委員会単独で施設整備計画を立案する予定はありませんが、施設整備や大規模改修に当たっては支所所管課と十分協議を行い、調整を図ってまいります。

また、小中学校施設の施設整備については、学校等施設整備計画に沿って計画的、効率的に施設整備を実施していきます。

(教育委員会 教育総務課、生涯学習課)

2 意見

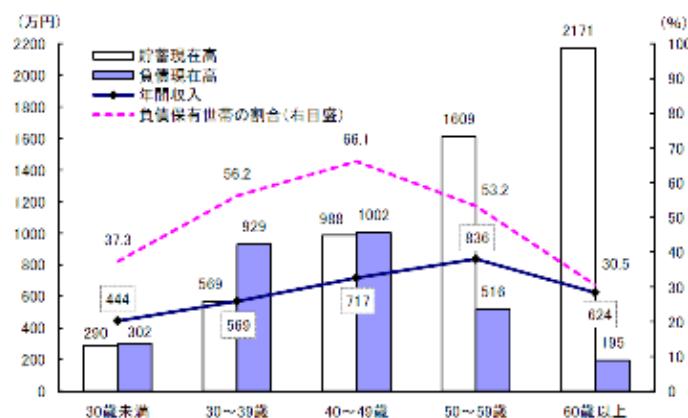
(報告書 24 頁)

(1) 利用料金の減免と観覧料の無料者について

「公民館 p 124」で記述しているが、公民館の利用者のうち利用料を支払っているのは1割程度である。公民館は、社会教育施設であり、自主事業や地元自治会等が利用料金を減免されることは問題ないが、利用の過半は登録されている「利用者団体等」であることを考えれば減免される団体の登録基準の妥当性については検討を要する。(p 151 参照)

また、科学館、歴史博物館において、市内在住の65才以上の者は無料とされているが、現在の平均的な資産状況等からは、高齢世帯の方が若年世帯に比べ裕福な状態であり、高齢者を無料にする必要性について検討されたい。

世帯主の年齢階級別貯蓄/負債現在高（二人以上のうち勤労者世帯）－平成24年－総務省統計局資料



(講じた措置の内容)

公民館使用料の減免については、利用者団体のあり方も含め、平成26年度から検討を行い、利用者負担の更なる適正化を図っていきます。科学館、博物館の高齢者無料の取扱いについては、それぞれ条例で規定をしています。当該条例の改正の是非を、一般的な資産水準のみで判断することは危険であると考えます。以上のことから、当該条例を改正すべきかどうかについては、博物館法の立法趣旨も踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えています。

(教育委員会 生涯学習課)

II 学校教育関連

[1] 学校管理経費－人件費

1 意見

(報告書 30 頁)

(1) 用務員の適正配置人数について

教育施設の管理責任は教育委員会にあるが、用務員の業務量について、正確に把握することができていない。用務員業務を委託する関係もあり、実施した業務内容を正確に把握する必要がある。その上で、学校園の規模、業務量によって配置を適切かつ柔軟に増減すべきである。

例えば、中央小学校と大津幼稚園のように、近接している校園舎では、それぞれ 1 人ずつ配置するのではなく、合わせて 1 人でも対応可能と思われる。近接する校園舎ごとを 1 グループとして複数校担当させるなど、用務員の配置を柔軟に対応すべきである。特に中学校は、他市町と比べても、大津市の原則各校 2 人の配置は多いように考えられ、本当に必要な配置か再考する必要がある。

用務員の屋外での作業の主な業務には、夏季の除草作業があるが、そのために 1 人配置する必要があるのであれば、除草作業を外部へ業務委託することも検討するべきである。また、用務員業務委託契約の業務内容に、「職員室の配膳」があるが、配膳は、それぞれの教職員が行えば足りると思われ、業務内容に含めないことを検討されたい。

(講じた措置の内容)

学校用務員の適正配置に関しては、この度の監査意見も踏まえ、今年度、中学校の原則各校 2 人配置の見直しを検討します。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書 30 頁)

(2) 用務員業務委託契約における最低制限価格の設定について

用務員業務委託契約においては、指名競争入札が行われているが、最低制限価格は設定されていない。業務の内容が正規用務員とほぼ同様であるにもかかわらず業務委託用務員の委託単価は、日額約 7 千円である。用務員委託業務の原価はほとんどが人件費であることから、最低賃金の遵守や社会保険への加入などについて、労働法令違反等が生じないように最低制限価格を設定することを検討されたい。

(講じた措置の内容)

用務員業務委託契約における最低制限価格の設定については、この度の監査意見も踏まえ、来年度から最低制限価格の設定を検討します。

(教育委員会 教育総務課)

[2] 学校管理経費－物件費

1 監査結果

(報告書 4 2 頁)

(1) 物品等経費の支払日について

平成 24 年度から使用を開始する教科書は、4 月の授業から使われるものであり、教師用の指導教科書等は通常、4 月上旬には学校に納品されている。4 月に納品されたものについては通常であれば 6 月中には支払われるべきである。しかし、実際の教科書納入業者への支払日は、7 月以降となっている学校が 18 校中 9 校あった。支払が遅くなった一因は、数か月後の納品分と合わせて請求書の発行を依頼したことであった。しかし、学校側から 4 月に納品されたものについての請求書を 3~4 か月後に発行するよう依頼することは下請代金支払遅延等防止法の趣旨から考えても行われるべきではない。納品後 60 日以内での支払を限度として、納品されたものについては、速やかに請求書を入手し、規則どおり支払われたい。

また、大津市契約規則第 36 条によると「代金は、適法な支払請求書を受理した日から、工事請負代金については 40 日、物品の購入代金等については 30 日以内に支払うものとする。」となっている。しかし、前述の仰木中学校のケースでは請求書日から 61 日後の支払となっており、契約規則違反の支払であった。支払は契約規則に従い、請求書を受領した日から 30 日以内に支払う必要がある。

(講じた措置の内容)

毎年度開催している学校事務職員会議において、会計事務の実務に関して研修を行い、適正な事務執行となるように努めていますが、この度の監査結果を受け、平成 26 年 4 月 17 日に開催しました同会議において、市の契約規則等ルールに基づいた事務執行となるよう改めて周知徹底を図りました。

(教育委員会 教育総務課)

2 意見

(報告書 4 3 頁)

(1) 光熱水費等の管理について

消耗品費や備品費など一部の費用については、各学校に予算が配分され、予算と実績の管理が行われるが、光熱水費（電気代、ガス代及び水道代）及び燃料費（冬季暖房用）については、学校にその支出の管理責任はなく、実費を教育委員会総務課が支払う。予算が配分されている経費については、各学校は予算を念頭に計画的に支出を行う。しかし、学校に予算配分されていない経費については、節減意識が希薄になりがちである。

平成 24 年度の瀬田小学校への経費配当額（予算）は年間 4,279 千円、日吉中学校へは 5,188 千円であり、この配当されている額については、各学校が慎重に支出管理を行っている。これに対し、水道代は 1 か月に瀬田小学校で 3,225 千円（平成 25 年 7 月）日吉中学校は 3,362 千円（平成 24 年 8 月）もの高額でありながら、その支出に関しては配当されている

経費支出のように管理されていはいない。

＜参考＞

瀬田小学校及び日吉中学校の配当予算と執行額

(単位：千円)

	配当予算	執行額	差額	執行率
瀬田小学校	4,279	4,266	12	99.7%
日吉中学校	5,188	5,185	2	99.9%

光熱水費や燃料費は、気候などに左右される部分も大きく、コントロールしにくい経費ではあるが、各学校が予算を持ち、使用量及び支出額を把握できるようすれば、より意識の高い、実態に応じた管理が可能となり、節減効果が生まれる。市の予算削減だけではなく、学校にもメリットがあるように経費削減額の一部を学校に還元するなどのインセンティブを与えていた自治体もある。水道光熱費及び燃料費の無駄な支出を抑えるためには、各学校に予算を配分し、支出状況を監視する責任を持たせる仕組作りが必要である。

(講じた措置の内容)

学校に対しては、光熱水費のなかで上水道使用量に関して、企業局の検針時にその使用量を確認するとともに、教育委員会の共有ファイルに入力するように指導しており、平成26年4月17日開催の学校事務職員会議において改めて周知を図り、異常水量の場合は、電話でも連絡するように説明しました。

学校現場の節減意識を高める取組として、小中学校別の使用料金を教育委員会の共有ファイルや教員用校務パソコンに学期ごとにアップロードするとともに、校園長会の場なども利用して節減意識の徹底を図ります。また、経費を削減した一部を学校に還元する手法については、平成22年度から通称「メリットシステム」として試行しています。平成26年度からは、幼稚園事務の一部が市長部局の職員による補助執行となったことを受け、教育総務課内の係が再編されることになり、経理係と施設係が一つの係になったことから、これまでより緊密な連携の下、使用水量のチェックと漏水対策工事との両面から、無駄な支出につながらないように努めます。

学校に対する予算配分については、現時点では学校において事務作業が煩雑になるなど課題があることから、中期的な課題と捉えて検討します。

(教育委員会 教育総務課)

(2) 水道管工事について

現在、漏水の事実を認識した後に、水道管の修繕工事を実施している。しかし、これまでの修繕の実態からわかつてきたり、水道管自体の老朽化が激しく、漏水個所を修繕しても、また数メートル先に負荷がかかり、漏水が起こるということが常態化している。

平成 24 年度からは、修繕時に合わせて各施設の給水管などの部分的な取替えを行うといった対応も始められた。また平成 25 年度以降は、1 年あたり概ね小学校 2 校、中学校 1 校を予定している大規模改修の時に水道管の全面取替を行うことであるが、全部の工事が終了するのは早くても 15 年以上先である。漏水すると、1 校で年間 1,000 万円以上の不要な水道代が発生するなど多額の費用が発生するおそれもあるため、より迅速かつ適切な対応が求められる。そのためには、大規模改修を待たずに水道管の取替工事を行った場合の費用の試算、又は、その他の方法がある場合はその方法での費用の試算を行い、最も効率的・効果的な水道管の工事について建築課等とも連携し、年次的な計画を策定する必要がある。

(講じた措置の内容)

より効果的に施設の延命化を図る手段として、老朽校舎等を保有する教育施設から、計画的に大規模改修（施設全体を対象とした改修工事）に着手しています。

しかしながら、大規模改修まで待てない水道管の改修については、予算を確保し一部取り組んでいるところであり、今後とも効率的な工事の実施に向けて建築課等と連携し対応していきます。

（教育委員会 教育総務課）

(3) プールの使用水量の計測日について

プールの水は下水道に排水されないため、下水道料金は徴収されない。下水道のメーターはないので、使用水量からプールに注水した水量を差し引いた水量が下水道料金として課金される。プールに注水した水量は学校の担当者が専用のメーターを確認し、企業局に申告をしているが、企業局が水道メーターを計測した日と学校の担当者が専用メーターを確認した日が異なった場合、実際と異なる料金が徴収されることになる。さらに、同じ日に計測していれば不要であった下水道料金を負担しなければならないということも起こる。このような不要な費用負担を避けるため、企業局による検針日と合わせてプールの使用水量を計測することが必要である。

(講じた措置の内容)

平成 26 年 4 月 15 日開催の大津市体育主任研修会（学校保健体育課主催）において、企業局による検針日に合わせてプールの使用水量を確認し、教育委員会へ報告するように

周知しました。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書 44 頁)

(4) 有用な情報の共有化について

教材備品費（副教材）については、各学校が独自に購入教材を決定しているので、学校によって購入する教材等が異なる。どの教材を購入するかについては、過去の経験、独自のネットワーク、説明書を参考にするなどして決定されている。教材によっては、1つ5万円を超える高額なものもある。高額なものが、より教育効果が高いとは言えず、予算に限りがあることから、教材の利点がわからない場合は、高額な教材の購入を躊躇することも起り得る。大津市内には公立小学校が37校、中学校は17校あるので、教材の情報を共有することによって、それぞれの学校でより効率的な教材選びができ、より良い教育を提供することができると考えられる。教材について、特に高価なものについては、単独で購入、利用するのみではなく、他の学校が教材選びの参考とできるよう、購入及び利用しての客観的かつ有用な情報を大津市の中で共有化されたい。

(講じた措置の内容)

教材備品の購入については、各学校において教員の過去の経験やそれぞれのネットワークを駆使して、教材の利点について十分リサーチした上で決定しています。購入及び利用しての客観的かつ有用な情報をさらに幅広く共有化するために、各学校の備品台帳等を校務用パソコンの掲示板に掲載するなどの方法を検討していきます。

(教育委員会 学校教育課)

[3] 工事請負費

1 意見

(報告書 47 頁)

(1) 最低制限価格の設定について

契約業者の選定手続は規定どおりに行われ手続上問題はない。しかし、結果的には、最低制限価格が予定価格の90%近くに設定され、落札業者以外の業者はその最低制限価格を下回ったため失格となり、応札業者の中で最高額（最低制限価格と一致）で入札した業者が落札することとなった。

大津市にとって、自らが設定した最低制限価格での契約であるが、最低制限価格を下回って失格となった業者の中にも問題なく施工が実施できる業者がいたとすれば、相対的に金額が高い業者を選定したことになる。入札に参加した業者にとっては、施工能力や経営努力よりも、大津市が決定する最低制限価格を的中させた業者が落札できたという結果になっている。

そもそも、競争入札制度とは、売買・請負契約などにおいて最も有利な条件を示す契約者を決める方法である。「ダンピング防止」及び「下請人の保護」という目的の最低制限価

格制度を設定すること自体の必要性は否定できないが最低制限価格の設定次第では、競争入札制度の意味がなくなる可能性がある。今回のような応札状況になった場合には最低制限価格の設定経緯を分析再検討するとともに、今後、最低制限価格を設定する際には、過去の応札状況や建設コストの動向等を十分に配慮して行われたい。

また、大規模な工事については、一定金額を下回る入札があった場合に、適切な工事契約の履行が可能かどうか、ダンピングや、下請人に過重な圧力をかけていないか、大津市が入札者の積算根拠等について調査を行なったうえで業者を決定する「低入札価格調査制度」の導入も検討されたい。

(講じた措置の内容)

本市の入札においては、「ダンピング防止」及び「下請人の保護」等を目的として最低制限価格制度を導入しています。公共工事においては、品質確保が何よりも重要であり、過度のダンピングは品質低下につながる事から、最低制限価格を設定することは必要であると考えます。また算定基準については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを活用しており、同モデルの改正に合わせて、過去4回の算定基準見直しを行ってきたものです。

「低入札価格調査制度」につきましては、工事の適正履行、品質の確保について調査を行うこととなります。入札から判定までの調査に一定期間を要することとなり、判定を行う職員の負担も大きいことから、制度の運用は非常に困難を伴うものと考えます。

なお、平成26年6月より入札の不正防止の徹底を目的とした最低制限価格の事前公表を試行実施し、入札結果の動向について検証を行ってまいりますが、今後も入札制度の適正化に向けた取組を継続していきます。

(総務部 契約検査課)

[4] 就学援助金

1 意見

(報告書48頁)

(1) 就学援助金の支払方法について

就学援助金の支払は、原則として申請者本人に対して行われ、例外的に申請者本人からの委任があった場合に学校長に直接支払が行われている。しかし、近隣の京都市や神戸市では給食費については市長から学校に直接支払が行われている。

就学援助金を受け取りながら給食費を支払わない保護者が存在し、教師が多忙な中給食費の回収に時間を費やすことがあるため、給食費に係わる就学援助金については、原則として大津市から学校に直接支払う方法を検討されたい。

(講じた措置の内容)

現在、学校保健体育課にて、平成27年度からの学校給食費の公会計化を進めており、直接払いを行う方向で具体的方法を検討していきます。

(教育委員会 学校教育課)

(報告書 49 頁)

(2) 申込時の添付資料について

就学援助金の申し込みには、源泉徴収票や確定申告書の写しが必要とされているが、教育委員会が大津市の税データから同居家族全員の前年度の所得情報資料を閲覧することに同意した者については、所得証明書類の提出は不要と思われる。申請者の事務負担の軽減と大津市側での事務処理効率化の面から証明書類の添付省略について検討されたい。

(講じた措置の内容)

申請者の利便性や事務負担の軽減、学校教育課での事務処理の効率化の観点から、添付書類の省略を実施していきたいと考えています。

実施に当たっては、市民税課、情報システム課と協議し、具体的方法を検討していきます。

(教育委員会 学校教育課)

[5] 学級崩壊への対応

1 監査結果

(報告書 52 頁)

(1) 学級崩壊の迅速な報告について

学級崩壊への対応が早期にかつ適切になされるためには、教師、校長及び教育委員会は、学級崩壊が「どのような状態」「どの程度の状態」を指すのか、その定義を大津市で統一して認識することが必要である。

また、教育委員会への報告や学校調査票にあがらなかつた「学級崩壊のような状態」が、監査人往査時の口頭の質問では聴取できたことから、学級崩壊について、学校からの報告が躊躇なくできるような組織環境作りについても検討されたい。

(講じた措置の内容)

いわゆる「学級崩壊」の状況は様々であり、一概に「どのような状態」と定義するのは非常に困難です。学校から本教育委員会への学級崩壊に関する報告では、「学級がうまく機能しない状況」を「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」という平成11年の「学級経営の充実に関する調査研究」による定義に基づき把握しています。

しかしながら、学校現場では判断に悩む場合もあることから、定期的な学校訪問による聞き取りなどにより現状把握に努めるとともに、学校からの報告が躊躇なくできるような組織環境づくりを進めていきます。

(教育委員会 学校教育課)

(2) 学級崩壊への対応の改善

各学校からの「暴力やいじめ、不登校状況など児童・生徒の問題行動等の状況報告」によれば、残念ながら平成 24 年度は、市内 2 つの学級が長期間にわたり学級崩壊が起こり、解決されないまま 3 月を迎えていた。その原因はさまざまあろうが、学校が教育機関として機能不全状態に陥って、義務教育を行う環境を提供できなくなり、児童生徒に大きな犠牲を強いたことは問題である。

学級崩壊には、原因が児童生徒にある場合、教師にある場合、両者の組み合わせなどがある。いずれの場合にも、現在の対応は、担任教師はそのままで、他の教員がサポートすることが多い。児童生徒に原因がある場合、原因となっている特定の生徒に対してサポートの教師が指導を行えば、学級が正常な状態に戻って担任教師は授業を行うことができることもある。しかし、教師に原因がある場合、他の教師が学級のサポートを行っても、授業を行う教師自身に問題があっては崩壊を解消することは難しい。

学校調査票においても、「学級崩壊に至る原因は?」という質問に対して、「学級担任の指導力不足・児童理解不足」、「学級担任と児童(生徒)との信頼関係不足」と担任教師の問題が挙げられている。

現在、担任教師に学級崩壊の原因がある場合でも、休職等の事由がない限り、学級担任を変更することはできず、このことが学級崩壊を長期化させる一因と思われる。

往々した学校で実際生じた学級崩壊の事例では、平成 24 年 10 月頃から学級崩壊の状態となり、管理職などが補助教員としてサポートを行ったが、依然、学級崩壊の状態は解消されなかった。その後、担任の教師が平成 24 年 12 月から精神疾患により休職したことにより、新たな担任が配置され、学級崩壊は解消したという。

学校長が、学級崩壊の原因が教師の指導力不足であり、改善には時間がかかると判断した場合には、年度途中でも担任を交代させ、新たな教師を配置できる人事体制を滋賀県教育委員会とも連携し大津市教育委員会として確立されたい。

(講じた措置の内容)

学級崩壊の要因は、あるひとつの原因によって生まれるものではなく、複合的な要因が積み重なって起こるものであり、問題解決のためには、それら様々な要因にひとつひとつ丁寧に対処していくなければなりません。そのため、担任の交代等についても、かえって事態を悪化させることのないよう状況を慎重に検討する必要があります。制度としては、学校長の判断により年度途中でも担任を交代させることは可能ですが、個別のケースについては教育委員会と学校現場の緊密な連携のもと、あらゆる手段を排除せず、より良い解決策を探っていくべきであると考えます。

(教育委員会 学校教育課)

[6] 備品管理

1 意見

(報告書 53 頁)

(1) 実地たな卸について

往査した学校では、備品ラベルが貼られていないものや、後援会より平成 24 年度寄付を受けた備品が備品台帳に登録されていないものがあった。また、往査した学校では、備品のたな卸は全件行わず、机、イスは対象外として一部しか実施していない学校もあった。

学校園の備品には、大津市の他の施設に比べて、寄付により受け入れる物品が相対的に多く、寄付の場合には受入処理が漏れる可能性がある。

実地たな卸は、受入処理が漏れた物品や滅失している物品を発見する重要な手続であり、備品のたな卸方法を周知、徹底し、備品の管理を適切に行う必要がある。

また、実地たな卸の報告は、実施した担当者、実施日時、備品台帳との差異の内容が分かるように総務部契約検査課に報告を行うべきであり、教育委員会でもその内容については把握しておくべきである。

(講じた措置の内容)

寄附採納又は購入を問わず、学校備品を取得した場合は、必ず備品台帳に登録するよう周知していますが、改めて周知を図るとともに、特に寄附採納時の登録漏れを防止するため、その事務決裁の中でチェック欄を設けるなど登録漏れを防ぐように工夫を図っています。また、たな卸に際しては、確認作業を行った台帳を廃棄せず、1 年間保管するなど、「いつ誰が、どの様に、確認作業を行ったか」が分かるように努めます。

(教育委員会 教育総務課)

[7] 学校図書館

1 監査結果

(報告書 59 頁)

(1) 学校図書の管理について

学校図書の管理は表計算ソフトで管理している図書台帳にて行われている。しかし、学校では図書台帳に記載されている本が、実際にあるかどうか現物を確認する蔵書点検を長年行っておらず、図書台帳に記載されている蔵書数が実態と一致していない。

一方、大津市では全学校にシステムを導入し、学校図書のデータベース化に向けた取り組みを行っている。平成 24 年度末には約半数の学校でデータベース化が完了しており、他の学校も年々完了に近づいてきている。データベース化するためには、本 1 冊 1 冊にバーコードを付ける必要があるため、蔵書をすべて確認することとなる。つまり、データベース化が完了していれば、データベースの蔵書数が実際の蔵書数であるといえる。しかし、大津市では、データベース化が完了している場合においても、図書台帳を正式な管理台帳と位置付け、蔵書数の報告を行うこととなっている。実際にデータベース化が完了した学校の報告で、図書台帳に多数の不明図書があることもわかつており、図書台帳を正式な管理台帳とすることが正しいとは言えない。少なくともデータベース化が完了した学校については、図書台帳が正しいという特段の事情がない限り、データベースの数値を利用すべきであり、データベース化が完了していない学校についても、速やかに完了に向けて作業を行い、正しい蔵書管理を実施する必要がある。

(講じた措置の内容)

現在、全学校にシステムを導入し、学校図書資料の管理の電子化を進めるよう学校に指導しているところであり、ほとんどの学校でデータベース化が完了しています。

しかしながら、従来からの図書台帳をもって正式な管理台帳と位置づけているため、ご指摘のとおり管理がシステムのデータベースと二重化していることが問題となっています。今後、主管課である教育総務課と調整して、早期にシステムのデータを管理台帳とするよう順次取り組んでいきます。

(教育委員会 学校教育課)

2 意見

(報告書 60 頁)

(1) 廃棄基準の必要性について

各学校の蔵書数には、記述されている内容・資料・表記等が古くなるなど、利用価値の失われた本来廃棄すべき図書等も含まれている。それらが、保管場所を占有しているため、新しい本の保管場所が不足するなどという弊害も起こっている。また、不要な本があることで、整理が適切に行えず、本当に必要な図書を見つけられない場合もある。現在大津市

では学校図書の廃棄について、明確な基準がなく、個々の学校に任せられている。廃棄基準がないため、平成23年度中においては、蔵書数10,057冊の49.4%である4,975冊の図書を廃棄したと報告している中学校がある一方、1冊も廃棄を実施しなかった学校も中学校で11校、小学校で19校あった。真に利用価値のある図書を配置し、図書館を有効に運営するためには、学校図書の廃棄基準を明確にし、廃棄すべき図書の把握を行い、計画的に廃棄を実施する必要がある。

(講じた措置の内容)

学校図書の蔵書数が多く、廃棄作業にはかなりの時間と労力を要します。学校図書館には司書を配置していませんので、担当教職員が学級担任をしながら図書館運営や廃棄作業等も行っているのが現状です。そのため計画的に廃棄作業ができていない学校もあります。

今後は、全国学校図書館協議会が示している学校図書館廃棄基準を基にして、廃棄すべき図書の把握をし計画的に廃棄を実施するよう、各学校に指導してまいります。

(教育委員会 学校教育課)

(報告書60頁)

(2) 学校図書の確保について

学校図書館の目的は、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することにある。この目的を達成するためには、児童生徒及び教員の利用に役立つ適切な図書資料を質量ともに整備しておくことが重要である。現在、大津市では小学校31校及び中学校18校において、蔵書数が「学校図書館図書標準」に達しておらず、図書整備の必要性が認められる中、平成24年度の図書購入額の減額は、児童生徒の学習環境の悪化につながるものである。児童生徒の学力を向上させる環境を整備する必要があることに配慮し、学校図書を確保されたい。

(講じた措置の内容)

学校図書費については、「第二次大津市子ども読書活動推進計画(H24~H28)」に掲げる蔵書数の目標達成(小学生一人当たり18冊、中学生一人当たり20冊)に向け、予算の確保と効率的な執行に今後も努めます。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書 60 頁)

(3) 中古の本を購入することの検討について

現在、図書を購入する場合は新品の図書の購入のみ行われているが、最近では、中古の図書を購入することも特別なことではなくなってきた。限られた予算の中で、学校図書を充実させていくためには新品図書にこだわることなく中古の本の購入についても検討する必要がある。

(講じた措置の内容)

限られた予算の効率的な執行の観点から、中古図書（古本）の購入可否について、課題整理や他都市の事例調査、また関係課との協議も踏まえ検討します。

(教育委員会 教育総務課)

[8] 私立幼稚園運営費補助金

1 意見

(報告書 61 頁)

(1) 職員数及び園児数の基準日について

私立幼稚園に対する運営補助金は前年度の5月1日現在の職員数、園児数に基づき決定される。当該補助金は当年度の運営補助金である。また、補助金交付申請に際して各幼稚園が添付する書類は当年度の收支予算書及び事業計画書であり、前年度の職員数、園児数とは関係がない。各幼稚園からの実際の申請日も、平成24年度は平成24年10月19日から平成24年12月5日であったように、時間的にも十分余裕があり、前年度の人数に基づく意義は認められない。私立幼稚園運営費補助金は、当年度の職員数、園児数に基づき決定される必要がある。

(講じた措置の内容)

ご指摘のとおり、今年度から算定基準を当年度の職員数、園児数に改めます。

(福祉子ども部 保育幼稚園課)

(報告書 61 頁)

(2) 確認書類の様式について

大津市は決算書から必要項目のみを集計した收支決算書の抄本（支出の部については人件費、教材費及び管理経費の集計）を各幼稚園から提出してもらい、補助金の支給額が補助金の対象となる人件費、教材費及び管理経費の支出額をそれぞれ超えていないかを確認している。しかし、人件費に教員人件費のみを記入している幼稚園もあれば、教員及び職員人件費を記入している幼稚園もある。さらに、教材費の項目に消耗品費を記入している幼稚園もあるなど、集計方法が統一されていない。大津市は当資料に基づき、補助金の妥

当性について補足確認を行っているのであるから、当資料の趣旨を各幼稚園に説明し、報告書の作成方法を統一させる必要がある。

また、各幼稚園には上記収支決算書の抄本の確認のため、決算書の提出も義務付けてい る。しかし、実際には全 9 園のうち決算書全体を提出しているのは 1 園のみであり、8 園について決算書の一部又は、別途作成した資料を提出している。各園には、正式な決算書の添付を義務づける必要がある。

(講じた措置の内容)

これまで予算書及び決算書の抄本の提出を求めていましたが、今年度からご指摘のとおり正式な予算書及び決算書の提出を求ることとします。

(福祉子ども部 保育幼稚園課)

(報告書 61 頁)

(3) 補助金の支給について

大津市補助制度適正化基本方針は、補助先の自主自立を促進し、また自主財源確保の促進を目指している。当該方針から考えると、財務状態が既に自立している園についてまで補助金を支給する必要があるとは言えない。支給基準について再検討されたい。

(講じた措置の内容)

各幼稚園の補助金の必要性については、各々の財務状態だけでなく、これまでの経過や私学助成との関連からも検討する必要があると考えています。平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が実施されるに当たり、私立幼稚園はそのあり方について選択を行う必要があり、私立幼稚園に支払われる補助金等の仕組みが変わることも考慮し、当該補助金を見直していきます。

(福祉子ども部 保育幼稚園課)

[9] 滋賀県小中学校長会等負担金

1 意見

(報告書 64 頁)

(1) 負担金の妥当性

地方公務員については、職員団体制度（地方公務員法第 52 条）をとっており、地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適法な交渉の申入れがあった場合において、その申入れに応すべき地位に立つものとする（地方公務員法 55 条）。

小、中学校長会は、職員団体に登録していないということから、本来、教職員の人事改善、給与改善、退職時並びに退職後の処遇改善を県教育委員会、市町教育委員会に要望することはできないものであり、滋賀県教育委員会、市町教育委員会もその要望に応じる必要がない。

滋賀県小学校長会、滋賀県中学校長会は、特定の国会議員に要望を行うなどの政治的活動や労働条件等改善活動など本来大津市が負担金を支出する団体として認められない活動を行っている部分があると考えられる。

従って、大津市がそのような活動を行う各会に、会の活動を行うための費用を負担することには疑義があると思われ、各会の活動内容を精査して、負担の是非につき検討されたい。

(講じた措置の内容)

小・中学校校長会は、人事・給与面だけでなく、学校経営のための様々な研究、研修も行っています。さらに、講師の確保など適切な学校運営に向けた活動も実施しています。

なお、小学校長会、中学校長会が特定の国会議員に要望を行うなどの政治的活動を行っている事実はないと確認しています。

活動内容については、この度の監査意見のようなことがないかといったことも含めて、年度ごとに十分に実績を精査し、適正な執行に努めてまいります。

(教育委員会 学校教育課)

[10] 学校の適正規模

1 意見

(報告書 72 頁)

(1) 小中学校適正規模の検討の必要性

現在、大津市では小、中学校の適正規模について検討がなされていない。しかし、今後、ますます児童数、生徒数の減少によって小規模校が増加していくことが予想され、適切な教育環境が維持しにくくなる。大津市は、国が定める標準規模を参考にしつつも市の実状に合った独自の標準規模を定め、適正規模の検討を開始する必要がある。

また、学校、保護者、地域が学校の適正規模を考える場をいかに提供するかも検討されたい。

(講じた措置の内容)

小中学校適正規模については、平成26年度において教育委員会で協議、検討していきます。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書72頁)

(2) 幼稚園の規模適正化の進め方について

平成24年度には、単級園が13園、1クラスの園児数が10人未満の園が5園あった。こうした小規模の園では大津市が目指している幼稚園教育の目的である集団への参加や協同性を身に付けることが困難になる。大津市が重視している、将来の大津市を担う「人」を育てる「最初の場としての教育」の保障のため、一定の集団規模が必要である。さらに、単級園については、人件費のみをとっても園児1人当たりの金額は高くなってしまい、学級当たりの園児数が10人未満である場合には特に、財政面からの課題が存する状態である。

このような小規模園については、これまでの1小学校区に1幼稚園という施設整備の基本方針にとらわれず、財政面からも市民の理解が得られるものとするため、近隣学区との連携を図りながら、地域の状況に応じた整備計画（幼保一体化施設、幼稚園の統合等）を作成する必要がある。

幼稚園について「公立幼稚園のあり方基本方針」を定めながら、規模の適正化などが簡単に進まない現状に注視すれば、今後の幼稚園規模の適正化を含めた基本的な方策の検討を行う上で、地元、保護者、外部有識者を含めた「審議会」などを設置することも検討されたい。

(講じた措置の内容)

公立幼稚園のあり方については、平成24年度に基本方針を、平成25年度には基本方針に基づく実施計画を策定しました。今後は、同計画に基づき幼稚園の適正化を進めいくことになりますが、これらの進捗には保護者や地域の理解が大変重要であると考えています。

平成26年度において、福祉子ども部が中心となり、学識経験者、幼稚園関係者、地域団体等の外部委員を含めた大津市立幼稚園・保育園のあり方検討会を設置する予定であり、当検討会において広く協議し、意見を聞きながら適正規模を含めた今後の幼稚園のあり方について検討していきます。

(福祉子ども部 幼児政策課・教育委員会 教育総務課)

[11] 防災危機管理

1 意見

(報告書 80 頁)

(1) ハード面の対策

学校園は、児童、生徒が、安全に生活を送ることが保証されなければならない。また、地域の災害時避難所としての重要な役割を持つ。

大津市では、小学校、中学校については、耐震改修促進計画で第一優先と位置付けられており、現在耐震改修が必要な建物は概ね改修が完了しており、評価するところである。

しかしながら、校地が活断層所上にあると考えられる学校園では、耐震性に関係なく建物が倒壊する危険性が高い。また、土砂災害危険箇所にある学校園では大雨だけでなく地震による崖崩れなどのおそれがある。これらについて、今後、総務部危機・防災対策課が中心となってさらなる調査や検証を行い、学校地としての適正性を慎重に検討されたい。

移転や土砂災害防止工事には莫大な費用を要するが、専門家による詳細な調査の上、危険性に対する行政判断が下された場合には、行政の不作為とならないよう遅滞ない対応が必要である。

(講じた措置の内容)

危機・防災対策課が作成している防災マップは、災害に対する危険性や安全性に関する様々な情報を市民に提供し、住民一人ひとりの防災意識を高めていくとともに、それぞれの防災活動に活用していただくことを目的としているもので、危険箇所等の位置や区域について概ねの位置を示したものです。

のことから、学校をはじめとする公共施設の建設等にあたっては、所管課においてそれぞれで対応するものと考えます。

(総務部 危機・防災対策課)

(報告書 81 頁)

(2) ソフト面の対策

東日本大震災では教師の危機意識の差が児童生徒の生死の差に直接大きく繋がった事例がある。

大津市においても、土砂災害の危険が高い学校においては、災害時特に教師の迅速適格な判断が求められる。各校独自に「どのような場合には、どこが危険で、どうすれば安全か」を確認して防災対策を推し進めるために、地域の防災組織等と専門家に意見を求める連携することが必要である。

(講じた措置の内容)

平成25年度より、市内全ての学校で消防署と連携をとり、防災教育アドバイザーとして、避難訓練において意見を求めるなど、防災対策を推進しています。大津市総合防災訓練では、該当中学校区の教員を中心に避難所開設訓練にも参加しており、地域の防災組織

との連携も図っているところです。今後も地域の実情に応じた防災教育を実施していきます。

(教育委員会 学校教育課)

[12] 学校徴収金

1 意見

(報告書 90 頁)

(1) 公費と私費の区分

①ドリルとテスト

「公費・私費負担区分」(以下「区分通知」)の表によると、公費負担すべき経費として、「学級又は学年の全員が関わり、授業等の実施及び学力の判断を行う上で、必要不可欠と思われるもの」がある。テストや授業で使うプリントは必要不可欠な経費に該当するが、教師が作成したものは公費であるのに対し、業者から購入したものは私費となっている。本質的に考えれば、業者から購入したテストやドリルであっても授業等の実施及び学力の判断を行う上で必要不可欠であれば公費負担とすべきである。

業者から購入する漢字ドリルや計算ドリルは1冊あたり約300円程度で年間約6冊の購入となっている。最近では、教育委員会で独自のドリルを作成し、児童、生徒の学力向上に寄与している自治体もでてきてている。漢字ドリルや計算ドリルは、一度作れば、基本的な部分は何年も使い続けることができるところから、教育委員会において独自のドリルを作成することで、業者から購入するよりも安価とすることができ、保護者のドリルの購入負担を軽減することが可能であると思われる。保護者負担を減らすため、また、大津市の児童の学力向上のため、業者テストやドリルではなく、教育委員会がテストやドリルを独自に作成し、全校共通で使用することを検討されたい。

②学級費からの公費支払について

学級費の会計報告書を閲覧した小学校2校において、全38会計報告の中に、「区分通知」において公費とされている文房具が以下のとおり入っていた。

鉛筆削り 13個

テープカッター 9個

鉛筆削り及びテープカッターは「区分通知」の中で明確に公費とされているものであり、私費である学校徴収金から支出されるべきではない。今一度、公費と私費の区分について周知徹底を行い、公費とすべきものが学校徴収金から支出されることのないようにする必要がある。

③PTA会費からの学校管理運営費や教育活動に必要な経費の支出について

小・中学校及び幼稚園を合わせて82%にあたる73の学校及び園において、PTA会費から、「教育振興費」や「教育事業費」などの項目で、まとまった金額を学校に拠出したり、

直接負担したりして、学校管理運営費や教育活動に必要な経費を支出している。大津市の予算に限りがあることから、PTA会費からの支出に頼っている学校もあるとのことであるが、本来、PTA活動について集められた会費を学校管理運営費や教育活動に必要な経費に支出するべきではない。必要な経費で公費にすべきものは大津市が負担するべきである。また、PTAから公費にすべき経費を支出してもらう場合には、寄附採納手続をとる必要がある。

④ PTA会費からの学校備品等の支出について

PTAから備品などを、学校に寄附されることがある。寄附が行われた際には、必要な手続を経て、当該備品は備品台帳に計上されなければならないが、計上されていないことがある。PTAから学校備品を受け入れる場合には、寄附採納手続を経て、備品台帳に計上する必要がある。

(講じた措置の内容)

① ドリルとテスト

学校の教育活動で使用するテストやドリル類は、業者から購入するものだけではなく、教員が独自に作成したものも多数あります。業者から購入するテストやドリル類には、子どもたちの学習意欲を高めるような工夫がなされており、教員は両者の利点をうまくいかして使い分けています。今後、教育委員会がテストやドリルを独自に作成して活用することについては、教科等領域別研究部会の協力を得ながら検討して取り組んでいきたいと考えています。

(教育委員会 学校教育課)

② 学級費からの公費支払について

平成24年度に公費と私費の負担区分について、具体的に例示した分類表を各校に配布しましたが、改めて各校に対して通知するとともに校園長会等の機会を通じて周知徹底を図ります。

(教育委員会 教育総務課)

③ PTA会費からの学校管理運営費や教育活動に必要な経費の支出について

地方財政法等の関係法令に抵触することのないように周知してきましたが、今後も法令遵守を徹底するとともに、寄附等の申出に際しては、必要な手続きを経て行うように改めて周知を図ります。

(教育委員会 教育総務課)

④ PTA会費からの学校備品等の支出について

寄附採納又は購入を問わず、学校備品を取得した場合は、必ず備品台帳に登録するよう周知していますが、改めて周知を図るとともに、特に寄附採納時の登録漏れを防止する

ため、その事務決裁のなかでチェック欄を設けるなど登録漏れを防ぐように工夫を図ってまいります。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書 91 頁)

(2) 「要項」の周知徹底について

①教育委員会と学校の連絡強化について

「学校調査票」の結果、「要項」に従って学校徴収金の処理をしていない学校が全 89 の小・中学校及び幼稚園の 60%を超える 54 校ある。教育委員会は平成 24 年 4 月の「要項」の通知に先立ち、素案を配布し、各小・中学校及び幼稚園から質問を受け付け、説明会を実施したにもかかわらず、今回の調査で「要項」を認知していると回答したのは全体の 39.3% であった。十分な手順を踏み、周知徹底に尽力したが、その成果が出ていない又は担当者が異動した場合に、正しい手続方法が引き継がれていない。教育委員会は、通知が全学校に伝わっているかの確認方法を再検討するとともに、各学校では、責任者及び担当者が遵守すべき法令、規則等を認識し、担当者が異動した場合には、正しく引き継がれるような体制作りが必要である。

②徴収金の徴収方法について

「要項」によると、「集金事務においては、合理化、労力軽減、安全・確実な管理を図るため、現金集金ではなく口座振替制度を勧める」とある。しかし、幼稚園においては、その集金をすべて現金で行っている。「要項」にあるように、「安全・確実な管理」のためには、現金を扱うことはできる限り避けるべきであり、口座振替を行うことが望ましい。

③学校徴収金の監査について

「要項」に「学校徴収金にかかる事務が適正に行われていたか、監査を行う。監査は 2 名以上で行うこととし、保護者を含めた構成で行うことが望ましい」とある。しかし、監査自体を行っていない学校が 25.8% の 23 校ある。学校徴収金からの支出は、公費による支出ほど業者選定や支出内容・金額について厳格に決められていないため、担当者の裁量に委ねられている部分が多く、恣意性が介入する余地がある。しかし、保護者から預かった徴収金であり、その使途、取引業者及び取引金額については公金に準じた取扱いが求められることから、「要項」に従い、監査を行う必要がある。

④部費の徴収について

部費の徴収については、「要項」に「部活動にかかる会計についても、原則本要項に沿つて会計処理を行うこと。」とされている。しかし実際には、收支の記録を取っておらず、決算報告を行っていない学校もある。部費についても学級費等と同様に教職員が預かったお金を扱うものであり、「要項」に従い、決算報告及び監査を行う必要がある。

(講じた措置の内容)

①教育委員会と学校の連絡強化について

「学校徴収金の取扱に関する要項」(平成24年4月)については、平成24年度から施行していますが、学校現場に十分に周知されていないとのご意見がありました。同要項は学校長、学校事務職員、学校教育課、教育総務課の職員で構成するワーキンググループを設置して作成するとともに、要項施行後のアフターケアも担ってきました。そして、平成25年度には同要項の遵守を徹底するため、同要項に沿った会計システムを作成し、平成26年3月に学校長及び学校事務職員を対象に操作説明会を開催し、同要項の遵守が図られるよう取り組んでおり、平成26年度もワーキンググループを継続し、要項に基づく会計処理が適正に行えるようフォローアップに努めます。

学校現場への要項の周知については、教員に割り当てられている校務パソコンの掲示板機能である「キャビネット」に掲載し周知を図ります。

(教育委員会 教育総務課)

②徴収金の徴収方法について

幼稚園では、小中学校のように事務を扱う専門の事務職員が配置されていないこともあります。以前から「現金集金」を行っていますが、包括外部監査での意見を受け、園長や保育主任から現場の状況を取りまとめ、最適な徴収方法について検討します。

(教育委員会 教育総務課)

③学校徴収金の監査について

学校徴収金の取扱に関する要項に基づいた会計処理を徹底するために、平成26年3月に開催した学校長及び学校事務職員対象の会計システム操作説明会においても監査の実施について、改めて周知徹底を図りました。

(教育委員会 教育総務課)

④部費の徴収について

部費の徴収に伴う会計処理についても、学校徴収金の取扱に関する要項に基づいた会計処理を行うため、平成26年3月に開催した学校長及び学校事務職員対象の会計システム操作説明会においても決算報告及び監査の実施について、周知徹底を図りました。

(教育委員会 教育総務課)

(3) 学校徴収金の実務

①学級費について

小学校について、徴収金を学年で統一して管理している学校、学級費としてクラス単位で管理している学校、両方を併用している学校がそれぞれある。クラスごとに特色を持つという観点から、学校によってはクラス単位に学級費を設けているとのことであるが、実際は同じものを購入していることが多いこと、学年全体で買ったものを各クラスに按分していることもあることなどから、学級費を設ける意義は薄い。学級費があれば、各担任がクラスごとの帳簿及び決算報告書を作成する必要があるが、学年費で統一すれば、作業効率上メリットがあり、教師の事務負担を軽減することができる。この観点から徴収は、学年で統一して、管理することも検討されたい。

②学校徴収金の事務について

学校徴収金の事務作業は、学級費、学年費、教材費等で別会計になっているものを教職員又は事務職員が専用ソフトを使っている場合もあるが、手書きや個人的に表計算ソフトを利用して行っている場合もあり、学校により処理方法が異なる。手作業での記帳や集計作業は、多大な時間を要し、非効率である。会計帳簿の作成に関しては、効率的なソフトウェアを全校で統一的に利用することを検討されたい。

③学校徴収金からの支出手続

ア 修学旅行の業者選定手続について

修学旅行の業者選定については、各学校に一任されている。「要項」には「業者選定にあたっては、保護者および関係業者等に誤解を与えることのないよう、選定理由を明確にするなど、十分な説明責任を果たさなければならない。」と記載されているが、現地調査を実施した 2 校において、修学旅行の業者選定及び決定に至る経緯に関する書面は保管されていなかった。

しかし、修学旅行の費用は保護者が学校に支払う費用の中で最も多額であり、慎重な取扱いが求められる費用であるから、各学校は、業者選定及び決定に至る経緯に関する書面を保管する必要がある。

イ 卒業アルバムの業者選定について

現地調査を実施した小学校では保護者も入った選定委員会において、業者が決定されており、決定に至る経緯等の資料はある程度保管されているが、最も重要と思われる業者選定理由を示す資料は保管されていなかった。業者選定資料について、選定の理由についても明記して、書類を保存する必要がある。

ウ 学校指定物品について

あらかじめ各学校が購入価格や販売業者を決めている制服、体操服、カバン、上履き等の学校指定物品の業者選定及び契約については、「制服や学生カバンなどの高額な学校指定物品は、見積もり合わせ等により業者の選定を行う必要がある。継続の場合においても、毎年、選定委員会により継続の承認を得ること」となっている。

当該手続等については各学校に一任されているが、学校指定物品については、金額が市価よりも高くなる点においても保護者の関心が高く、負担が重いところである。各学校は業者選定手続を「要項」に従って行い、また教育委員会は、各学校の指定物品の内容、その取扱業者、取扱業者の選定理由及び物品の価格について把握しておくことが必要である。

(講じた措置の内容)

①学級費について

学校徴収金ワーキンググループにおける議論においても、同様の意見が出されており、報告書で述べられているように、教師の事務負担軽減を図る上でも良い取組と考えられることから、学校教育課とも連携しながら、校長会を通じて検討してもらうよう要請します。

(教育委員会 教育総務課)

② 学校徴収金の事務について

平成25年度において、学校徴収金ワーキングのメンバーにより、エクセルを使った会計ソフトを作成し、平成26年度から全ての学校において使用するよう操作説明会を実施しました。

(教育委員会 教育総務課)

③学校徴収金からの支出手続

ア 修学旅行の業者選定手続について

要項では関係帳票類の保存は5年としていますが、要項に基づく事務処理が徹底されていないことから、書面による通知と合わせ、校長会を通じて改めて周知徹底を図るようにします。

(教育委員会 教育総務課)

③学校徴収金からの支出手続

イ 卒業アルバムの業者選定について

要項では関係帳票類の保存は5年としていますが、要項に基づく事務処理が徹底されていないことから、書面による通知と合わせ、校長会を通じて改めて周知徹底を図るようにします。

(教育委員会 教育総務課)

③学校徴収金からの支出手続

ウ 学校指定物品について

各学校における実態を調査し、現状把握に努めます。

(教育委員会 教育総務課)

(報告書 93 頁)

(4) 徴収額について

学校徴収金の徴収額については各学校に一任されており、学校ごとに教員や地域などの特性もあり、差がでることがある。様々な学校環境に応じて特徴を持つという点においては、差があることも許容されると思われるが、公立の小・中学校において過度に保護者負担、使用物品等に差が出ることは問題である。各学校に特色を持たせつつ、公立としての公平性も考慮して、徴収額に上限額を設けるなどの取扱いを検討されたい。

(講じた措置の内容)

各学校における実態を調査し、現状把握に努めます。

(教育委員会 教育総務課)

III 学校給食・保健

[1] 学校給食の実施

(報告書 102 頁)

(1) 入札数の少ない品目について

前述したとおり、平成 24 年度 2 学期のその他の副食物資の入札において、入札参加業者がないか、あるいは 1、2 者となっている品目が全体の約 1/2 を占め、入札数が少なくなっている。これほど入札数が少なくなると入札制度としての効果が十分に得られないおそれがある。業者の登録数の問題、製造業者が少ないという登録業者の業種の問題、副食材料の「規格」の問題等、検討の余地がある。従って、効果のある入札制度とするためには入札数の少ない理由を調査、検討し、改善する必要がある。

(講じた措置の内容)

学校給食用の食品については、衛生的で安全な食品を第一としており、産地、製造地、原材料配合、細菌検査書の提出など諸条件を義務づけています。また、大量調理であることから食品の加工形態やサイズ、包装状態などについても詳細な規格としています。学校給食用の食品は外食産業や店頭で販売されている商品とは異なるものもあり、取扱う業者についても必ずしも多いものではないと考えています。

ただし、登録業者や入札参加業者の確保については、より多くの業者が参加できるよう業者への周知を図ってまいります。

(報告書 102 頁)

(2) 副食物資(食材)の規格の見直し

学校給食会は、購入する副食物資に関して、各物資に規格を定めている。規格書のサンプルを参考として下記に添付する。

【規格書(サンプル)】

規 格		品 質・用 件	表 示	備 考	審査項目 (提出書類等)	
油揚げ(冷)	<p>① 添加物を使用していないもの (凝固剤、消泡剤以外を使用していないもの)</p> <p>② 遺伝子組み換え大豆を使用していないもの</p> <p>③ 主要材料 国内産大豆を使用</p> <p>④ 規格 バラ凍結品 1kg／袋</p> <p>⑤ 形態 刻み：40×5mm 豆腐で生地を作り、酸化していない油で揚げたもの</p>	<p>① 適度に膨張していて、弾力のあるもの</p> <p>② 均一な揚げ色で、油ぎれのよいもの</p>	<p>・産地(都道府県名)を表示すること</p> <p>・製造地を表示すること</p> <p>・凝固剤、消泡剤の原材料名を表示すること</p>		<p>原 材 料 配 合 表</p> <p>アレルギー物質表示</p> <p>○ ○</p> <p>栄養成分値</p> <p>○ ○</p> <p>細菌検査結果</p> <p>○ ○</p>	<p>ア レ ル ギ ー 物 質 示 す る こ と</p> <p>製 造 工 程 表</p> <p>見 本 品</p>

※細菌検査項目
冷凍食品は冷凍食品の規格規準、凍結食品はそうざいの衛生規範によるもの

規格には、①アレルギー物質、遺伝子組み換え食品、添加物等の不使用、すなわち「食の安全」に関することがまずあげられている。このうち特にアレルギー物質については最重要条件である。次に②食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)に基づく大津市食育推進計画(平成20年4月)の推進のために「滋賀県産」といった地場産物(地産地消)の使用を定めた規格がある。

しかし、これらに対し調理上の便宜などのために定められていると思われるもの、すなわち③大きさや重さを制約する規格もある。例えば「豆腐(冷)」における「サイコロ状：15mm(±2)角、(3g～3.5g／個)」というものである。このような規格は少し緩和できると思われる。

副食物資の規格には、それぞれに意味があると思われるが、業者が対応しづらい規格であれば応札の数を少なくしてしまうこともあり得る。応札数の少ない品目についてなぜ少ないのかを検討する際、その品目の規格について見直しをすることも必要である。

(講じた措置の内容)

学校給食用物資規格書の内容については、これまで購入してきた食品の問題点や調理時における条件なども考慮し、安全・衛生的でおいしい食材が購入できるよう作成してきたものです。

特に大量調理においては、食品の大きさや形態は調理時間や児童・生徒一人当たりの分量にも大きく影響することから定めているものです。

これまでも、食材の規格については、その都度見直しを行っており、今後も調理時間や一人当たりの分量等を考慮しながら、規格を定めてまいります。

(教育委員会 学校保健体育課)

(報告書103頁)

(3) 物資選定の新しい制度の検討

納入物資の選定は、現在は2年に1度登録業者を選定し、その業者により定期的に入札を行って決定しているが、上述のとおり、入札制度の効果が認められない事案も散見された。そこで、新たな方法として、業者を登録制にするのではなく物資を登録制にすることも有効ではないかと考える。すなわち、これは業者に対して、どのような内容のもの（副食物資）をいくらで納品してくれるのか2年間契約で登録しておき当方が随意に発注するというものである。この場合、現在の入札事務の手間が省略できるほか、2年間材料の価格変動に対するリスクは業者負担となるという給食実施者側のメリットもある。

よって、現在の入札制度の延長だけで改善策を考えるだけでなく、入札が本来目的としている高品質かつ低価格が実現されるような物資選定の方法を広い視野をもって再検討されたい。

(講じた措置の内容)

給食用物資は、献立の内容にあわせてその時々で規格を決定したり、食品問題等が発生した場合には、安全性や衛生面を考慮し諸条件の設定や規格の見直しが必要となる場合があります。そのため、2年毎に食材登録するのではなく、大津市契約規則等に沿った方法で、できるだけ短期間毎の入札を行い、高品質で低価格のものが購入できる現在の体制が適していると考えています。

(教育委員会 学校保健体育課)

(報告書103頁)

(4) 副食物資の随意契約による調達について

「副食物資（食材）の入札の状況 p101」において、副食物資に「一部、隨時契約のものもある。」と記述したが、滋賀県学校給食会から斡旋される物資の一部に随意契約のものがあり、アシドミルクという飲むヨーグルトが例外的に随意契約で購入されている。これについて担当者に質問したところ、この飲むヨーグルトが好評だったためこれに決めたが、当時その購入先が滋賀県学校給食会だけに限られていたため随意契約を行ったとのことであった。しかし、飲むヨーグルトは類似商品も多数あり、入札の原則を変えてまで随意契約を行う必要はないと思われる。さらに、現在は他の業者でも本品が取り扱われていると

のことであった。また、アシドミルクの購入には指定振込用紙による振込が求められるため、事務局がそのためだけに所定の銀行に出向く手間も生じている。随意契約を行う理由がない物品については、入札により購入業者を選定されたい。

(講じた措置の内容)

飲むヨーグルトは、副食としてではなく、牛乳に代わるものとして提供しています。

現在、学校給食費は各学校の私会計で処理をしており、できるだけ学校に負担をかけずに事務処理を簡素化するため、大津市学校給食会においてまとめて支払い処理等を行っています。

学校給食の主食や牛乳は、(公財)滋賀県学校給食会が県内市町分をまとめて取り扱う物資であり、飲むヨーグルトも主食と同様に上記給食会との契約により購入しています。

また、上記給食会の取り扱い物資は、県内の教育関係者、PTA等による物資選定委員会で安全で低価格であると判断された食品であり、県内の他市町においても大津市と同様に使用されているものです。

なお、学校給食会計については、平成27年度から大津市で公会計化する予定であるので、その際には購入及び支払い方法等について整理し、大津市学校給食会から大津市へ移行する予定です。

(教育委員会 学校保健体育課)

(報告書104頁)

(5) 自校方式の給食について

副食物資(食材)については、3か所の共同調理場と、志賀中学校、葛川小・中学校へ食材別に各納入業者から配送されているが、遠隔地で少量である志賀中学校、葛川小・中学校へも個々の業者が各々配送している。その配送の手間は、業者にとっては負担である。それに加えて、生鮮野菜や精肉などの納入時間の問題もあり、業者によっては人員増などの経済的負担にもなると考えられるが、その負担は納入価格に付加して調整されることとなる。すなわち、志賀中学校、葛川小・中学校のために、大津市の給食費全体が割高なものになっている懸念が存在する。

①葛川小・中学校の給食について

前述のとおり、葛川小・中学校への食材の現在の配送方法はあまりにも非効率で業者への負担が大きいと思われる。現在では、道路事情が改善されているので、北部共同調理場から葛川小・中学校へ片道40分で配送が可能となっている。

そこで、葛川小・中学校の給食については、北部共同調理場での共同調理場方式に移行することを検討されたい。あるいは、僻地であることから自校方式を継続するとしても、北部共同調理場で葛川小・中学校の食材をまとめて、一便で配送し自校で調理する方法などを検討されたい。

②志賀中学校の給食について

志賀中学校で例外的に給食が行われているのは、平成18年3月の大津市と志賀町が合併時の合併協定に基づくものであり「当分の間、現行のとおり」続けるとしたものが今も続いているのである。しかし、合併から5年以上経過し、志賀中学校の給食は終了すべき時期になっていると考える。

志賀中学校で給食が行われていること自体、他の中学校の生徒、保護者に対して公平性を欠いており、志賀中学校の給食は廃止を検討すべきである。

(講じた措置の内容)

①葛川小・中学校の給食について

へき地校である葛川小・中学校においては、今後も積雪や災害時には配送が困難となる場合があり得ます。また、地元住民の雇用等地域振興対策としてこれまで実施されている経過を考慮する必要があります。このようなことから、今後も自校方式による給食が最も適していると考えています。

葛川小・中学校の食材については、平成23年度に大津市学校給食会による入札となりましたが、それまでの地元業者での購入よりもかなり安価で良質のものが購入できるようになりました。また、志賀町合併によって、食材の入札価格が高くなるようなことはなかったので、現在のところ、遠隔地に配送することによる価格の影響はみられないと考えています。

また、配送時間や配送回数等については、配慮し業者への負担軽減を図っています。

(教育委員会 学校保健体育課)

②志賀中学校の給食について

大津市立中学校18校の昼食のあり方について、平成26年度中に検討をする予定をしています。その結果を踏まえ、志賀中学校以外の中学校も含め、大津市としての方針を決定していく中で検討していきたいと考えています。

(教育委員会 学校保健体育課)

(報告書103頁)

(6) 学校給食共同調理場の委託業者選定の基準

学校給食共同調理場（北部、南部、東部）の委託業者の選定は現在プロポーザル方式によって行われている。その選考過程において、参加業者に対して書面資料として決算書等は提出させているがその財務内容は選考基準になっていない。仮に応募業者が債務超過の状態であっても、現在は財務面では評価されず、他の会社と同等に評価され選ばれる可能性がある。しかし、学校給食共同調理場の業務委託については、契約期間中安定的に委託業務が行われる点が非常に重要であり、財務の安定性の観点を選考基準に含める必要があ

る。

(講じた措置の内容)

業者の財務内容については、委託業務の安定した運営について影響するものですので、今後の業者選定においては、選考基準に含めることの是非について検討していきます。

(教育委員会 学校保健体育課)

[2] 給食費の徴収

1 意見

(報告書107頁)

(1) 給食費の未納状況等の保護者への説明

現状、給食費の未納状況ないし3月給食費の調整について保護者への説明が行われていないが、学校別に情報開示して説明すべきである。

(講じた措置の内容)

3月分の給食費については、学校毎に年間給食実施回数等に応じて調整した結果を保護者あてにお知らせしています。

なお、平成27年度から給食費については、今の学校会計ではなく、大津市の歳入歳出予算に計上する公会計を実施する予定であり、給食費の調整はなくなる見込です。

また、公会計化することにより給食費に係る未納額も含め歳入歳出の状況等が明らかになるものと考えています。

(教育委員会 学校保健体育課)

(報告書107頁)

(2) 3月給食費の調整状況の把握

学校保健体育課では3月の給食費について調整方法の指導を行っており、また個別に学校側からの相談にも応じているが、実際にどのような調整を行ったか、全ての学校に対して具体的な調整内容までの把握はしていない。しかし、異常な調整が起こる可能性もあるので、3月の給食費の調整について、毎年徴収前に学校から報告させその内容を確認しておくべきである。

(講じた措置の内容)

平成27年度から学校給食費の公会計を実施する予定であり、3月の給食費について、各学校がどのような調整を行ったのかを確認してまいります。

(教育委員会 学校保健体育課)

(報告書 107 頁)

(3) 公会計化への課題

大津市では現在、給食費の公会計への移行（公会計化）を検討している。大津市で公会計に移行する最大の理由は、学校教職員の負担を減らし本来の教育の仕事に専念できるようすることである。しかし、一方それは、未納家庭に最も近い学校教職員の熱心な徴収活動がこれまでどおりに行われなくなることであり、未納者が増加するおそれがある。未納額の割合は国の調査による全国平均が約 0.5%であるのに対して大津市は 0.14%（平成 24 年度）と低いがこれが増える可能性がある。よって、市としては充分な方策を立てて未納が増加しない体制を整備しておく必要がある。

（講じた措置の内容）

公会計により、学校が行っている保護者との間のきめ細やかな徴収管理が行われないと いうデメリットはあると思われますが、その一方、学校単位では未納対策に限界があり、督促業務等が大津市に移行することにより、教職員の時間的負担や精神的負担は軽減できるものと考えています。

給食費の未納がある場合の市の対応等をマニュアル化したり、専門の人員の配置等を検討し、未納者、未納額が増加しないように今後検討していきます。

（教育委員会　学校保健体育課）

[3] 医師・薬剤師への報償費

1 意見

(報告書 112 頁)

(1) 学校医等への報償費について

大津市の学校医等への報償費は、相対的に内科医が耳鼻科医・眼科医と比べて報償費が高い。幼稚園医と小・中学校医との比較では幼稚園医が高い。それは、幼稚園、小・中学校別に内科医、耳鼻科医、眼科医を比較した場合には内科医が幼稚園では約 3.7 倍、小・中学校では約 2 倍高いという差である。幼稚園医と小・中学校医との比較では内科医 3 倍強、耳鼻科医・眼科医約 1.7 倍の差であるが、内科医、耳鼻科医、眼科医とも園児、児童生徒 1 人当たり加算額は同じであるので、基本額の差から生じている違いである。

学校医等の業務は法律的には色々な役目を帯びているが、記録上確認できるものは主として定期健康診断業務である。校医の業務についてはこれまでの経緯や医師会等との関係もあるにせよ、固定部分の業務と変動部分の業務につき根拠を明確にしておかないと医師間に不平等が生ずる可能性もあり、他中核市との比較も参考にして、バランスのとれた金額になるように見直しを検討すべきである。

（講じた措置の内容）

学校医等及び薬剤師の報償費の基準につきましては、平成 10 年に本市と三師会（大津

市医師会、大津市歯科医師会及び大津市薬剤師会)との協議により決められたものであり、園児、児童及び生徒の健康保持増進を図るために、各医師等の業務負担の度合いにより定められたものであると認識しています。

現在のところ、三師会から報償費の見直しについての要請はありませんが、医師間の均衡を失すことのないよう報償費のあり方について、他都市の例も参考にしながら研究してまいります。

(教育委員会 学校保健体育課)

(報告書112頁)

(2) 大津市医師会等への補助金について

平成24年度の大津市歯科医師会、大津市医師会、大津市薬剤師会への補助金は、それぞれ240千円、890千円、160千円であったが、このうち大津市医師会への補助金について、年度当初に対象経費1,650千円に対して補助金890千円で予算化していたところ、年度末に対象経費が1,095千円に減少していたにもかかわらずそのまま890千円の補助金が支払われたというものであった。これについて対象経費は各種健康診断事業に係る医師の校医研修会等の実費相当であり、また学校医選任等の負担も加味して対象経費が補助金を下回らない限りそのまま支払うことを当初から予定していたとのことであるが、ここで補助率を想定した補助金という位置づけであるならば対象経費が減った場合には本来減額されなければならない。しかし、実費や校医選任に必要な費用ということであるならば補助金ではなく大津市が直接負担するか業務委託費とするのが本来である。よって現在補助金としている歯科医師会、医師会、薬剤師会に対する支出についてはその性格を再考し、今後補助金とするのか委託費とするのか再検討し、補助金とするならば「大津市補助制度適正化基本方針」に則った支出を行うべきである。

(講じた措置の内容)

大津市医師会への補助金につきましては、従前は補助対象経費の額に係らず定額補助のため、890千円を補助していました。しかし、平成25年度に大津市補助制度適正化基本方針に基づき、補助金交付基準を定め平成26年度から運用を図っています。

なお、その交付基準で激変緩和措置をとっておりますが、補助金の上限額は890千円で、補助率は補助対象経費の2分の1としています。

(教育委員会 学校保健体育課)

[4] 学校開放事業

1 監査結果

(報告書116頁)

(1) 使用料の請求手続の遅延

利用団体に対する使用料の請求は、月末で締め翌月 20 日までに納付書の送付をもって行うこととなっている。しかし、複数の学区において運営委員会からの報告が遅く、中には半年も遅れて納付書の送付が行われているケースがあった。

利用報告の遅延による調定の遅れは年度末においても見られた。ここで学校開放の使用料収入と歳入処理年度について、歳入の処理年度は、地方自治施行令第 142 条第 1 項第 2 号に「随時の収入で、納入通知書又は納税の告知に関する文書を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度」とある。すなわち、学校開放の 3 月利用分の使用料収入の歳入年度は、4 月 20 日頃の納付書発送となるので翌年度となる。そのため平成 24 年度の歳入としては平成 25 年 2 月利用分までとなるが、一部の学区では報告が遅延しているため、平成 25 年 2 月以前の利用分であるにもかかわらず平成 25 年度の処理となったものが下記のとおり存在した。これらは本来、平成 24 年度に歳入処理すべき使用料である。

【平成 25 年度の歳入処理となった本来平成 24 年度の使用料】

学校名	平成 24 年度に歳入処理されるべき使用料 が平成 25 年度の処理となったものの月数	金額 (千円)
真野小学校	1 か月（平成 25 年 2 月分が 25 年度へ。以下同じ）	12
坂本小学校	2 か月（平成 25 年 1 月～2 月分）	23
下阪本小学校	3 か月（平成 24 年 12 月～平成 25 年 2 月分）	24
長等小学校	1 か月（平成 25 年 2 月分）	8
南郷小学校	1 か月（平成 25 年 2 月分）	14
瀬田南小学校	2 か月（平成 25 年 1 月～平成 25 年 2 月分）	14
真野中学校	1 か月（平成 25 年 2 月分）	4
	合 計	99

このように利用報告の遅延は、歳入処理が遅れてしまい問題である。また、利用者にとっても、運営委員会を含む市側の事務処理の遅延は、利用時期からかなり遅れて納付書を受け取ることになりモラル低下の原因になる。よって、今後遅延をなくし、すべての運営委員会から、毎月末に利用状況を報告させる必要がある。

（講じた措置の内容）

平成 25 年度は、各運営委員会からの利用報告が遅延しているところには、文書や電話での催促を行ったところです。

その結果、毎月の事務処理の遅延はありましたが、平成 26 年 2 月分の調定は 3 月末までに行い、適正に平成 25 年度処理として行っています。

今後も運営委員会に対して、利用報告の早期提出を訴えていくとともに提出が遅延しているところには文書や電話での催促を行っていきます。

（市民部 市民スポーツ課）

2 意見

(報告書 117 頁)

(1) 管理指導員の自己管理

「学校開放マニュアル」によると、学校開放の管理指導員は、開放中の施設管理及び利用者のマナー等の指導をすることになっているが、実際には、利用者の学校周辺での喫煙、違法駐車、騒音などマナーの欠如が近隣住民との間で問題になっており、管理指導を徹底する旨書かれている。管理指導員は多数指名されているが（全学区平均 26.6 名で、30 名以上の学区が散見される。）、実情は利用団体の代表者等が管理指導員になっているケースが多く見受けられる。

学校開放事業を継続していくためには、運営委員や他の管理指導員も協力して監視を強化し、特に市に苦情のあった団体については極力、自己管理状態にしない措置をとるよう工夫されたい。

(講じた措置の内容)

各運営委員会より利用団体の代表者に対して学校開放利用時のマナーについての周知をしてきたところです。

利用団体の代表者が管理指導員として、団体員に施設利用に対するマナーを守らせるることは、代表者としての責務であると考えています。

市に苦情があった利用団体については、各運営委員会に報告、連絡、相談し、運営委員より利用団体に確認を行い、指導しています。

今後、苦情の多い団体に対しては、運営委員や職員による監視の強化や利用停止も視野に入れて検討してまいります。

(市民部 市民スポーツ課)

(報告書 117 頁)

(2) 運営委託費の見直し

運営委託費は現在、小学校、中学校ごとに一律に予算を決めて支出している（平成 24 年度はそれぞれ 204 千円、107 千円）。しかし、運営委員会で必要な費用は、設備の状況も施設の利用の状況も、各学区で異なるので本来差があり、一律ではないと思われる。

運営委託費の本質は学校開放を行うことに付随する管理業務の対価と考えられるので、管理業務量の把握を行うとともに、体育館の面積に比例したワックス等消耗品費の実際の発生金額も把握し、適切な運営委託費の設定を行われたい。

(講じた措置の内容)

現在、小学校は体育館とグラウンドについて学校開放を行い、中学校は体育館について学校開放を行っています。

各運営委託業務は、学校開放事業の計画管理、学校体育施設の利用に係る運用管理、学

校体育施設の維持管理の学校開放事業運営経費と通信運搬費、交通費、雑費等の事務費と体育館ワックス液代、清掃用具等の消耗品費として業務委託料の算出根拠としていますが、各運営委員会への委託料は、学校開放に係る日程調整や利用団体との連絡調整等の業務が大部分を占めるため、各学区とも業務に差異はないと考えています。

(市民部 市民スポーツ課)

(報告書 117 頁)

(3) 学校体育施設使用料の見直し

現在、学校体育施設の使用料は、平成 20 年 9 月に定めた実費相当額の照明料のみである。この照明料については、照明の電気料金実費相当額を徴収していることになっているが、前回定めてからすでに 5 年が経過しており、実態からかい離している可能性があるので、定期的に実費相当額の見直しを行う必要がある。

また、学校開放のための支出は、照明料以外にも、運営委員会への運営委託費、学校体育施設の補修、修繕費、電球等の交換費用などの学校体育施設開放事業費（平成 24 年度 12,718 千円）がある。さらに、体育館の床などが減耗されているという問題もあり、照明料だけを徴収するのではなく、学校体育施設使用料の見直しを検討されたい。

(講じた措置の内容)

地域住民が健康で文化的な生活を営むためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があります。生活水準の向上や自由時間の増大等によりスポーツ活動に対する欲求が高まり、スポーツ施設の不足から、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民のスポーツ活動の場として供する学校体育施設開放事業を昭和 52 年から行っています。

照明料については、平成 26 年 4 月分から見直しを行ったところです。

学校体育施設使用料については、今後、他都市の状況を調査し、運営委員会と協議を行って検討していきます。

(市民部 市民スポーツ課)

[5] 社会体育施設

1 意見

(報告書 121 頁)

(1) 社会体育施設の使用料の見直し

上記「社会体育施設の使用料収入」の表のとおり、社会体育施設の平成 24 年度の使用料収入は 6,247 千円である。一部、和邇市民運動広場の収入が 2,491 千円と高額であるのは併設のテニスコートが有料であるためと推量され、それ以外の施設が概ね少額又は収入が無いのは、主に使用料が無料ないし大津市民が無料であるためと考えられる。

これに対して発生している社会体育施設管理運営事業費に含まれる管理・維持費用は25,157千円であり、厳密には指定管理施設の維持費用も一部含まれるが、社会体育施設の使用料収入よりも多額である。

社会体育施設の使用料は、施設の状況も異なるため他の近隣の市との比較も一概にできない。しかし、例えば大津市民は無料となっている市民運動広場においても管理費は発生している。また、体育館等、建物、施設、備品を有する施設でも経年や使用による減耗は生じており補修修繕費が発生する。このような状況及び収入が支出よりも少ない現状に鑑みて、特に無料の施設は有料化し、使用料は必要な経費が確保できるよう見直しを検討すべきである。

(講じた措置の内容)

社会体育施設の使用料の見直しについては、施設使用料設定基準に基づき見直しを行ったところです。

当課で所管している市民運動広場は、地域住民のスポーツレクリエーションを通じてコミュニティの場として多目的に利用する場所であり、借地等もあり地権者もその思いにより提供しています。

市民以外の貸出につきましては、貸出業務に係る納付書発行など支所等の業務にそれほど支障をきたしていないと思われますが、市民の有料化を導入するとなると、支所等の事務量が大幅に増えることになります。

しかしながら、市民運動広場の維持管理経費を考慮し、地元関係者と協議を行い、検討していきます。

(市民部 市民スポーツ課)

(報告書121頁)

(2) 使用料の収納に係る内部統制

社会体育施設に関して、現在、利用希望者は各施設の管理職員に対して申請書を提出し必要な場合は使用料を納付してから使用許可を受け使用できる手続となっている。しかし、使用許可は実質管理職員の裁量に任されており、管理職員がもし不正に正規の手続を踏んでいない者に使用をさせたとしてもそれをチェックする仕組が整備されていない。このような危険性に鑑み、市民スポーツ課では社会体育施設の使用計画（予定表）を提出させて、使用計画と実際の使用との照合を行い、抜き打ち検査も行うことなどを制度化して不正に對して牽制を行う体制を作る必要がある。

(講じた措置の内容)

各社会体育施設の使用については、管理職員が申請を受け取り、使用許可をしており、当課の職員が各施設に立ち寄った時に使用状況等の確認を行っています。

しかしながら、各社会施設の使用計画の予定表と実際の使用とのチェックまでは至っていない状況です。

のことから、チェック体制について検討します。

(市民部 市民スポーツ課)

[6] 大津市体育協会

1 意見

(報告書 122 頁)

(1) 体育協会の所在地

体育協会は、その事務所について「本会は、事務所を大津市御陵町3-1 大津市教育委員会市民スポーツ課内におく。」(大津市体育協会規約第2条)とし、実際に市民スポーツ課と同じ室内の近接した場所で業務を行っている。これは市民スポーツ課との連携で一面非常に合理的な面もあるが、市とは独立した任意団体がその事務所を市役所内に置くことには問題がある。よって、体育協会は、規約も改正して、市が市の管理する施設の使用に便宜を図るとしても市役所とは別の場所へ移転すべきである。

(講じた措置の内容)

大津市体育協会は任意団体ですが、大津市のスポーツ振興を行政と共に推進してきた団体であり、連携を密にして取り組む共同事業が多いことからこれまで市民スポーツ課内に執務スペースを提供してきたところです。また、来訪される市民や競技団体関係者においても、行政及び体育協会と共に用事があることなど、利用者の視点、市民サービスの観点からも近接していることが望ましいと考えています。

しかしながら、個人情報の管理や、協会の自立を促進していくためにも一定の距離は必要と考えており、平成26年3月末に協会の事務所を市民スポーツ課の室外（個室）へと配置し整備を行ったところです。

(市民部 市民スポーツ課)

(報告書 122 頁)

(2) 体育協会の収入

体育協会の平成24年度一般会計決算書によると、支出20,708千円に対して収入20,839千円であった。このうち大津市からの支出金16,362千円は「I.概要」に記載したとおりであるが、差額4,477千円は、概ね会費収入3,259千円、賞状売上、協賛金等の雑入1,056千円である。

会費収入は、小学校体育連盟、中学校体育連盟、大津市スポーツ少年団を除く加盟78団体からの加盟費（1団体1万円）、個人、団体からの賛助会費、各種大会・スポーツ教室参加料であり雑入の中には企業からの協賛金も含まれる。

大津市は、体育協会へ平成24年度人件費等の事務局費12,603千円を補助金として支出しているが、体育協会が市民、企業への理解を高め上記加盟費、参加費、賛助会費、協賛金等の収入を増やすことによって、大津市は体育協会への補助金を減らすことも可能であ

る。よって、今後体育協会が大津市の補助金以外の収入を増やす活動を推進するよう大津市は働きかけを行っていくべきである。

(講じた措置の内容)

大津市体育協会が行う事業の多くは、行政(市民スポーツ課)が行っていたものであり、行政組織のスリム化を図りながら、体育協会が抱える人材やノウハウを活用してより効果の高い事業にするべく補助事業として協会と協働でスポーツ振興施策を進めてきたところです。これまでから体育協会の組織体制の強化を支援してきましたが、収益事業への参画や、一般社団法人化など、更なる組織体制の強化について協議を進めているところです。

(市民部 市民スポーツ課)

[7] 市民スポーツ振興

1 意見

(報告書 123 頁)

(1) スポーツ振興費の有効性

スポーツ振興費は大津市スポーツ振興計画推進のために支出されているものであり、これによって多くの市民スポーツが振興されなければ意味の乏しい使い方であったということになる。

スポーツ振興に対する支出の有効性を、参加人数や一人当たりの支出金額など数値で判断することは、困難ではあるが、毎年同様の事業を継続する場合は意義と有効性につき十分検討されたい。

(講じた措置の内容)

スポーツ振興計画を推進するため、様々な事業を継続して実施していますが、その事業の意義や有効性を鑑み、実施手法や内容の見直しについて、実行委員会等を構成する関係機関や団体等と十分に協議を進めながら実施しているところです。

(市民部 市民スポーツ課)

IV 社会教育関連

[1] 公民館

1 監査結果

(報告書 150 頁)

(1) 公民館施設の適正規模について

昭和 35 年に当時の文部省が通達として示した「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いでは、公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的にいえば、市にあっては中学校の通学区域を基本とするとされていた。しかし、その後基準が見直され平成 15 年の文部科学省告示によると、公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案し、

当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域を定めるものとする
とされ、小学校区や中学校区といった画一的な区域の定め方から、状況に鑑みて弾力的に
対象区域を定めるよう改正されている。

大津市立公民館は、概ね各小学校区に 1 公民館が整備されているが、現状の稼働率の低
さを考えると、今後の整備については検討が必要な段階にきていると言える。大津市は、
将来的に人口が減少していく見通しであり、現状の稼働率や運営費などを踏まえながら、
従来どおりの画一的な施設整備ではなく、各種状況を勘案した将来的な公民館施設のあり
方を検討すべきである。その上で、現況及び将来見通しを踏まえれば、公民館の設備や貸
室等の施設は必要最低限にすべきであり、公民館数について縮小することを検討すべきで
ある。

(講じた措置の内容)

平成 25 年 12 月 5 日の教育委員会において、現在の 1 小学校区 1 公民館体制を維持し
つつ、地域の拠点施設として教育力の向上や豊かな地域社会の構築に繋がるよう施策を進
めていくとした「大津市の公民館にあり方」について議決を得ています。

しかしながら、同あり方の結びでは、現在の小学校区を単位としたまちづくりの構成を
見直すのであれば、公民館においても例外ではなく、支所機能や各種団体の構成も含めて
大津市全体の方針として打ち出していかなければならないとしています。

そのため、公民館のあり方を検討する中で、行政改革や公共施設マネジメントの推進と
併せ、大津市の施策全体の中で総合的に判断してまいりたいと考えています。

(教育委員会 生涯学習課)

(報告書 150 頁)

(2) 公民館整備に係わる長期計画の必要性

公民館の建替については市民部自治協働課が所管している。公民館施設を検討するにあ
たっては最近建築した公民館と同様の施設を配置することを前提に、さらに地元住民の意
見を反映し、施設が増大する傾向に有り、貸室の稼働率等を勘案した公民館施設の有効活
用の視点が欠けている。その結果、田上公民館においては新しく建て替わっても稼動状況
は全く変わらず同じように低利用状態となっているうえ、地元住民の要望として設置され
た 3 階の展示室については開館以来未だ利用されていない状況である。

教育委員会は、公民館の担当部局として、公民館施設計画の段階から積極的に関わるべきである。その際、稼働率が低く他の公民館も利用できるような施設は統合を行うか、あるいは利用状況を踏まえて施設の規模を縮小するというような要素を含めた、大津市全体としての公民館施設の施設整備長期計画を作成する必要がある。

(講じた措置の内容)

公民館の整備に当たっては、計画段階から市民センターの建設原課である自治協働課
と協議を行っています。市民センターは地域拠点としての機能があり、大津市の各種計
画における様々な役割を担っており、単純に公民館としての稼働率のみでその有効性を

判断するものではないと考えています。施設規模の縮小等については、公共施設マネジメントや、支所、公民館機能の見直しを検討する中で考えていきます。

(教育委員会 生涯学習課)

(報告書 150 頁)

(3) 支所と公民館のあり方

大津市は、支所と社会教育施設である公民館を併設した市民センターとして施設整備を行ってきた。しかし、その施設面積の過半は社会教育施設である公民館であるにもかかわらず、施設整備は支所の担当部局である市民部自治協働課が主として行うなど、施設整備に関する責任の所在が不明確な部分も見受けられる。また、施設の有効活用を行う場合にも、2つの部局が相互に兼務することにより運営を行う事には、非効率な面も存するものと思われる。今後公民館の整備計画を作成する際に、支所と公民館を併設する現在の方式の是非についても再検討されたい。

(講じた措置の内容)

複合施設の施設整備においては、それぞれの担当部局が個々に実施すると事務が輻輳することから、一部局で統一的に事務を行い、効率的な事業推進を図っております。このため、市民センターの施設整備については自治協働課が主となり実施しています。また、2つの部局が相互に兼務することによって、最小の人員で事業運営ができるよう配置を行っております。支所と公民館を併設する現在の方式の是非については、公共施設マネジメントや支所、公民館のあり方を検討する中で考えていきます。

(教育委員会 生涯学習課)

(報告書 151 頁)

(4) 講座等開催事業の効率化

公民館が開催する事業のうち定期講座や討論会等については月に1、2回がほとんどであり、体育、レクリエーション等に関する集会においては開催していない館がおよそ半分となっている。原因としては、1人の嘱託職員に企画を頼っていることや1館当たりの事業報償費が20万円に満たない予算規模であることなどが考えられ現状の小学校区ごとの公民館単位で事業を行う弊害が出ていると思われる。

現在一部の公民館では公民館同士で共催した講座を開設しているが、公民館事業をさらに効率良く、活発に行うためにもさらに共催事業を増やし、また他の社会教育施設とも連携を図る等、1公民館のみの企画事業ばかりではなく、工夫を凝らして事業を活性化することが必要である。さらには隣接する公民館や大津市内を区分している5つのブロック単位で事業を計画するなど公民館自主事業の効率化、集約化を検討する必要がある。公民館を統合して事業を実施することも視野に入れ、より効率的な事業実施方法を検討されたい。

(講じた措置の内容)

公民館講座の内容については、平成24年度の事務事業二次評価の結果により、講座内容の精査を行い、市長マニュフェストに沿った地域の社会的課題の解決に繋がる事業に特化して実施しているものです。平成27年度予算要求においては、社会教育法第22条に例示される公民館事業が全ての館で実施できるよう、努力してまいります。

現在、複数公民館での共催事業や地域団体との共催事業を実施していますが、今後においても、これらの拡大に努め、生涯学習専門員相互のスキルアップを図っていきます。

(教育委員会 生涯学習課)

(5) 使用料の減免について

①自主学習グループに対する減免

各公民館への調査票の回答によると、利用者団体以外の自主学習グループの利用料を減免していないとする公民館もあったが、減免している公民館は 25 館あった。運営の手引によると、自主学習グループ等が、住民に広く門戸を開けて学びの成果を地域社会に還元する目的で使用する場合は減免できるとされている。監査人が出向いた公民館でその減免申請書を確認したところ、減免したことが分かるだけで、そのグループの活動状況や詳細な使用目的といった減免できるとするに足る根拠資料の提示はなく、客観的に減免の可否を判断することは不可能であるとともに、減免理由を質問しても明確な説明は受けられなかった。

実際に減免するかどうかの判断は各公民館に委ねられており、減免する場合はそのグループの詳細な活動内容、使用目的、どのように地域に還元しているか等の書類を完備し、減免できるとする根拠資料を保存すべきである。

②利用者団体への登録

実際に出向いた公民館 2 館について調査した結果、利用者団体として登録するにあたって遵守すべき別記登録基準を満たしていない団体は次のとおりである。

① 濑田北公民館（利用者団対数 25）

会員総数が 10 人以上いない 3 団体

入会金を徴収している 5 団体

指導者や流派の育成につながるような教室的なグループに該当 1 団体

② 膳所公民館（利用者団対数 50）

会員数が 10 人以上いない 10 团体

隣接学区を含む学区居住者が 6 割以上でない 9 団体

利用者団体に係る登録要綱において、利用者団体の定義、役割、申請の要件などを細かく規定している。また、毎年度の申請の要件として 19 項目に及ぶ登録基準を別途定めており、すべての要件を満たさなければ利用者団体として登録されないことになっている。ただし、一旦登録された後、基準の一部を満たさなくなても満たす努力をすること等を条件に登録解除を猶予される運用がなされている。

本来は毎年申請して登録基準を満たした場合に利用者団体として登録されることになっており、運用上の猶予があるとしても、長期間基準を満たさなくなっている団体については、利用者団体の登録を認めないようにし、利用にあたっては使用料を徴収すべきである。

（講じた措置の内容）

①自主学習グループに対する減免

公民館使用料の減免については、大津市立公民館使用料減免に関する取扱基準を設け運用しています。自主学習グループ等の使用に対する使用料減免は、その活動内容によって適用の有無を判断することから、申請時において目的、内容、対象等を確認しています。これらの記載等減免の根拠が明らかになるよう指導を徹底するとともに、使用料減免の基準については、利用者団体のあり方と併せ、平成26年度から検討を行い、利用者負担の更なる適正化を図っていきます。

(教育委員会 生涯学習課)

②利用者団体への登録

利用者団体の登録については、大津市立公民館の利用者団体に係る登録要綱を設置し、規定しています。当該要綱の運用に当たっては、団体育成の観点から弾力的に行っている部分もありますが、長期にわたって基準不適合が続く団体については取扱いの見直しが必要であると考えます。このようなことも踏まえ、平成26年度から利用者団体のあり方について見直しを行ってまいります。

(教育委員会 生涯学習課)

(報告書152頁)

(6) 利用者団体の公共性

利用者団体の役割として、学習活動により習得した知識及び技能を広く地域に還元する活動が最初に挙げられ、別記登録基準においても最初に「そのグループの学習活動及び内容が明確であるとともに、学習成果を地域に還元することが期待できるもの」とある。しかし、具体的にどのように地域に還元していれば基準を満たしているのかが抽象的で、かつ具体的な基準が定められていないため、全ての利用者団体においてその公共性を判断することができない状況であった。公民館は、「学習成果を地域に還元すること」を厳格に判断し、安易に使用料減免を行うべきでない。

(講じた措置の内容)

利用者団体の役割については、大津市立公民館の利用者団体に係る登録要綱に規定していますが、その程度については公民館により差異ができる状態です。このことから、学習成果を地域に還元することの具体的な基準も含め、平成26年度に利用者団体のあり方や、使用料減免の適否について検討し、利用者負担の更なる適正化を図っていきます。

(教育委員会 生涯学習課)

(報告書 152 頁)

(7) 使用許可申請書について

公民館を使用させるに当たっては、利用者の団体名等から判断することなく、その活動内容や目的によって使用可能かの判断をすべきであり、公民館担当者が使用の可否を判断した内容として利用者から提出される使用許可申請書の目的欄に記載された内容が重視されるはずである。しかし、訪問した公民館で実際の使用許可申請書を見ると、使用目的欄に具体的記入がされておらず、空欄であったり、団体名のみ記入されたりしているものが散見された。定期的に利用している団体であっても、そのときに使用する目的によっては貸出しできない場合も当然考えられるため、目的欄の記入を徹底すべきである。

(講じた措置の内容)

公民館の使用については、団体の如何に関わらず、利用目的が公民館の設置目的に合致しなければ許可できないものです。使用の許可の決定に際しては使用目的の確認が必須事項であるため、目的欄の記載については指導を徹底します。

(教育委員会 生涯学習課)

2 意見

(報告書 153 頁)

(1) 利用者の営利性

公民館利用者は施設を営利目的で使用することはできず、手引きには「営利」の解釈の一つとして指導者が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会、講座が挙げられている。指導者が主導して活動しているかどうかの判断は大変難しいのではあるが、以下のような団体が見受けられた。

・(事案 1)

武道のグループで、それぞれ代表者及び事務局の責任者は異なっているが、指導者は同じで数箇所の公民館で同じ流儀を謳っている。グループ規約は同じ印刷された文書で、グループ名の箇所だけが手書でそれぞれの団体名が記入されている。利用者団体申込書は代表者名以外同じ筆跡であり、会員名簿や収支決算・予算書とも同じ筆跡であった。さらに、その講師のホームページを見ると公民館で行われている講座があたかもその講師が主催している教室かのような記載内容であった。

・(事案 2)

代表者及び事務局の責任者は違うダンスグループが複数あり、指導者は同じで、同じ公民館で年齢・学年順に毎週決まった曜日と時間でレッスンが開かれている。別の公民館でも同様にその指導者の下でレッスンが開かれており、年末には県の施設にてその指導者に習っているグループが一同に会し、全てのグループの冠名を謳って発表会を行っている。全部で 8 グループあり、順番に発表していくが、

一部違う公民館のグループ同士で同じ出し物を演じたり、全員で同じ出し物を演じたりするプログラムもある。

上記のように、外部から見ると指導者が主導して会費を徴収しながらレッスンを行っており、公民館が特定の営利事業を支援し特定人にその収益を帰属させていると疑われても仕方がないような活動である。はじめから現状のような利用状況ではなかったかもしれないが、長年にわたる活動の中でグループそのもののあり方が変わっていくことも考えられ、以前から利用しているからという安易な理由で使用を許可せず、常にグループの活動状況を確認しながら利用可能か否かの判断をすべきであり、再度公民館において検討を行い、営利性が認められるのであれば使用許可を取り消すべきであり、早急に実態把握を行い対処されたい。

(講じた措置の内容)

利用者団体の中で私塾化、カルチャー化しているものにつきましては、これまでも隨時指導を行っており、その結果、登録を取り止めた団体もあります。また、毎年、登録時にチェックし、改善の必要な団体には指導を行っています。今後も、実態把握に努め、営利目的やそれに類する状態となっている団体については適切に対処していきます。

(教育委員会 生涯学習課)

(報告書153頁)

(2) 坂本公民館分館の必要性

坂本公民館分館は平成23年度まで存していた坂本教育集会所の廃止にともなう施設を公民館分館として設置したものであり、特に坂本公民館分館が必要とされる理由は明らかにされなかった。当分館近くに日吉台公民館や坂本公民館も設置されている上、職員が1人常駐しているにもかかわらず稼働率は0.7%であり、その必要性を吟味し、分館の廃止も視野に検討すべきである。

(講じた措置の内容)

坂本公民館分館については、当該施設の歴史的経過から、坂本ふれあいセンターの見直しに併せてあり方の検討を行うことで地元協議が整っています。今後、施設の状態や利用状況を勘案しながら、当該施設のあり方について検討していきます。

(教育委員会 生涯学習課)

[2] 生涯学習センター（科学館を含む）

1 監査結果

(報告書168頁)

(1) レストラン施設の使用許可

特定の業者に長年にわたり毎年使用許可を出し続けており、基本的に業者は変更されて

いない。一方同じ生涯学習センターにおいては、4階に飲料用自動販売機を設置させるにあたって平成25年3月15日に一般競争入札を行い、平成25年度から3年間にわたって1.32m²を年367,500円で貸し付けている。

レストランと自動販売機を全く同一に取り扱うことは適切でないかもしれないが、取引の相手先を見直しがなければ、特定の業者が大津市から既得権を得ることとなり、適切とは言えない。定期的に競争入札等の手続により、貸付先の見直しを行われたい。

(講じた措置の内容)

平成26年3月にプロポーザル方式により、新たな事業者を選定し、平成26年4月より、年間136万円（平成25年度661千円）の使用料で貸し出しています。

(教育委員会 生涯学習センター)

(報告書169頁)

(2) ホール施設の使用許可について

ホールの1日あたりの利用時間帯は3区分に分けられているにもかかわらず、現在の運営では1日に1催しが基本とされ、1日1区分の利用で終わってしまうこともあり、施設を有効に活用していると言えず、稼働率が低くなっている。確かに時間内に催しが終わらなければ次の時間帯を予約している利用者が使用できないといった問題が想定されるが、使用計画書に記載しているとおりに、催しを終えて観客を退室させ、センター担当者のホールチェックまでを時間内に終えて、次の利用者が時間どおりに使用できるように運営すれば問題は起きないと考えられるので全ての区分を貸し出せるよう運営方法を見直したい。

また、許可申請書は7か月前から提出できるにもかかわらず、現実には仮予約を行っただけで使用許可は利用日の3週間前になっているという実務がある。使用許可をもっと早い段階で行えば使用料を早く徴収できるはずであり、他団体の利用機会が失われることも少なくなる。現在の運営では、予約してから実際に使用料を徴収するまでの時間がかかりすぎているうえ、3週間前までにキャンセルされた場合に料金が徴収できることになってしまないので、使用許可は早期に出す必要がある。

(講じた措置の内容)

1点目のホール夜間使用促進による稼働率向上については、これまでから夜間利用促進のため、昼間使用者が確実に午後5時までに撤収し、撤収後の施設機材点検が完了することが確認できる場合（概ね午後3時45分にイベント終了が目処）は夜間貸出もしています。ただ、使用者によっては、それを撤収することが困難な市民活動団体もあり、撤収後の施設機材確認時間までは使用時間と説明できないこともあることから、余裕を持った時間設定などを指導したうえで、使用者に不愉快な思いを抱かせない範囲において努力してまいります。

2点目のキャンセルによる料金未徴収を防ぐための早期使用許可については、ホールは

7か月前から調整会議等を経て仮予約できることとなっていますが、仮にその時点で使用許可して料金を徴収した場合、キャンセルしても料金は返金できないこととしています。本市の場合、本市に過誤がない限り、使用料の還付は一切認めないことになっており、この原則を厳密に適用すれば、例えば6か月前にキャンセルしても返金できず、使用者の利益を著しく損なうことになります。

のことから窓口で既納の使用料は還付できないことを十分説明した上で徴収しているもので、徴収を怠っているものではありません。この問題に対応するには、会計規則の改正や窓口を含む体制の整備等、本市全体で検討すべき内容となりますので、関係課と協議のうえ対応を検討します。

(教育委員会 生涯学習センター)

(報告書169頁)

(3) 総合管理委託業務

①業務体制の改善

センター総合管理業務を委託している業者の業務体制上、契約書、仕様書、仕様細則において定められている内容を一部満たさない状態で業務が行われている。日常管理業務に従事する者が環境衛生管理業務及び吸式冷温水発生機保守点検業務も兼任しており、契約書等に定めている業務体制どおりではないので、定められた人員を配置させるとともに適正に業務を行えるよう改善すべきである。

②届出書類の不備

年度当初に委託業者の業務体制に係る書類を届出させることとなっているが、従事者名簿の提出があるだけで、業務体制名簿と業務責任者等の個別調書の提出はなかった。契約書等に記載されている事項を再度確認し、委託業者に提出させるべきである。

③業務再委託の承諾理由

大津市は業務の再委託を承諾する理由の一つとして総合管理業務を1名ないし2名で管理している体制では行えないためとしている。しかし、もともと日常管理業務担当者の勤務体制が1名ないし2名とされており、その他の管理業務は別の者に担当させる仕様となっているのだから、承諾理由として挙げることは不適切である。

④委託業務の確認

担当者は、契約書、仕様書、仕様細則に定められている内容を正確に把握できておらず、適正に業務が行われているかの確認も不十分である。各種報告書が提出されているだけで業務が適正に行われていると思い込まず、業務体制の確認や現場確認、業務責任者からの聞き取り等を積極的に行い、委託業務が適正に行われているか確認すべきである。また、平成24年度以前の日常管理業務日報が破棄されて全く保存されていなかった。定められた

期間内は保存すべきである。

(講じた措置の内容)

①業務体制の改善

契約内容を変更し、対応しました。

(教育委員会 生涯学習センター)

②届出書類の不備

委託業者に指導し、必要な書類を提出させました。

(教育委員会 生涯学習センター)

③業務再委託の承諾理由

別の業務として、担当者を配置することを指導し、併せて契約内容を変更しました。

(教育委員会 生涯学習センター)

④委託業務の確認

委託業務については改めて契約書、仕様書等の内容を把握し、確実に履行確認を行うようにしました。

日常管理業務日報は、全ての委託業務について所長が確認していますが、平成24年度以前の日報が保管されていなかったことについては、今後十分注意し、定められた期間内の保存を徹底します。

(教育委員会 生涯学習センター)

(報告書170頁)

(4) 施設貸付に係る使用許可申請書

公民館と同様、センターを使用させるに当たっては、利用者の団体名等から判断することなく、その活動内容や目的によって使用可能か否かの判断をすべきであり、センター担当者が使用の可否を判断した内容として利用者から提出される使用許可申請書の目的欄に記載された内容が重視されるはずである。しかし、実際の使用許可申請書を見ると、目的欄に記載がないものや、「その他」と記載された書類が数多く散見された。これはセンターのシステム上で申請書を作成するにあたって目的欄で選択する項目数が少なく、担当者が困ってその他を選んで印刷しているとのことであったが、許可申請書は利用者が記入してセンターへ提出すべきものであり、使用目的の記入を徹底されたい。

(講じた措置の内容)

「その他」の表記は、市全体で統一されたシステムによるものであり、システム上、個別の案件についての対応は難しいことから、使用申請者に対し申請書への詳しい目的の記載を求めていく方式に改めました。

(教育委員会 生涯学習センター)

2 意見

(報告書170頁)

(1) 生涯学習センターでの現金の取扱い

生涯学習センターにおける現金収受は基本的にレジスターを通して収納し、金銭出納帳も作成して毎日現金管理を行っており、概ね適正であった。しかし、締め後にレジスターで集計した額と実際現金有り高に相違があり、後日原因を判明させて利用者へ返金する場合に、その現金過不足については金銭出納帳に記載がなかった。現金過不足額についても金銭出納帳に記入し、返金した場合はどの団体に返金したかの記載をすべきである。

また、映画鑑賞等の自主事業を実施する場合、当日ホール前で多数の参加者から料金を収受し、事前に作成した領収書を手渡すことがある。しかし、事前に作成した領収書枚数と残領収書枚数を記録しておらず、収受した金額が正しいかの判断ができないものが見受けられた。領収書の作成方法、枚数管理について規則を定め厳格に運用されたい。

(講じた措置の内容)

現金の取扱いについて、今回の監査報告の事例は極めてまれなケースですが、より明確となるよう金銭出納帳へ記載するよう改めました。また、領収書の作成方法や管理については、領収書の控えをとるなど改善を図りました。

(教育委員会 生涯学習センター)

(報告書170頁)

(2) ホール等施設利用者の営利性

公民館と同様、センターのホール等施設を貸す場合、営利目的で使用することはできず、営利性の解釈として学習者が主催であれば使用を認めるが、指導者が主催であれば使用を認めないこととなっている。

利用者を調査したところ、公民館でも見受けられた、同じ指導者が教えている団体やチラシ等の募集内容で明らかに指導者が募っているとわかるレッスンや教室を銘打った団体、代表者が指導者も兼ねて流儀を名乗って教えている団体等、営利性が疑われる団体が多数見受けられた。センター担当者は再度検討を行い、営利性が認められるのであれば使用許可を取り消すべきである。

さらに、公民館等他の施設とも連携し、代表者・事務局・指導者を含めた団体活動内容を共有して施設使用許可の可否を検討すべきである。

(講じた措置の内容)

利用者には、日程調整会議や窓口等で営利性が認められれば、使用許可を取り消す旨、再三周知しており、3月からも特に注意を促したところです。今後も包括外部監査での「営利を目的とした団体が多数見られる。」とした「営利性の判断基準」を参考に口頭及び書

面の啓発に努めております。公民館との連携は、今後、生涯学習課と協議していきます。
(教育委員会 生涯学習センター)

(報告書 171 頁)

(3) レストラン施設貸付時の財産的基盤検討

レストラン施設貸付時の使用許可申請書に添付する書類として財務諸表が挙げられているが、実際に提出されたのは収支計算書であった。添付されている平成 22 年度収支計算書では差引残高として△18,480 千円となっており、法人全体の財政的基盤が不明であるため、果たして継続的な事業運営ができるのかといった判断ができない状況であったにもかかわらず使用許可を行っている。使用許可を出すためには、財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表）全てを提出させて許可する法人の事業継続可能性について慎重に検討されたい。

(講じた措置の内容)

平成 25 年度における公募では、法人だけではなく個人も対象としたことや新規起業家にも門戸を開放したことから、これまでの経営実績については審査したものの、財務諸表の提出は求めていません。今後、契約を更新する際には経営に関する財務諸表の提出を求めていきます。

(教育委員会 生涯学習センター)

(報告書 171 頁)

(4) 科学館常設展示更新事業

① 契約方法の見直し

大津市は、展示ホール更新基本設計委託業務をプロポーザル方式にて業者選定し 2,625 千円で随意契約しているが、設計が終わった後の更新事業も請け負わせる契約内容になっている。更新事業金額は実際に請負契約を結んでいないため不明であるが上限額を 157,500 千円としており基本設計委託業務に比べ高額である。科学館の常設展示品のリニューアルということで、価格以外の企画力や創造性などの要素を含めて総合的に判断する必要があることからプロポーザル方式を選択したことは理解できるが、全体総工費や保守料などの価格についてはプロポーザル時にほとんど考慮されていないうえ、2,625 千円の基本設計委託業務契約を結ぶ内容で更新事業も請け負わすのは問題である。

大津市は詳細な仕様を示した企画提案要領を交付し、設計や施行、保守も含めた全体的内容でプロポーザル方式にて委託業者を選定すべきである。あるいは、設計業務を行って詳細な仕様を決めた後に、競争入札にて更新事業について業者選定をすべきである。

② 工事請負とリース契約

常設展示更新事業は、展示品そのものの購入だけでなく、古い展示品の処分から新しい展示品の設置にかかる工事についても請け負う内容となっており、このような業務内容でリース契約の対象とすることが可能かどうかの明確な規定が存在していない。

大津市は、指名競争入札にて第三者金融会社を選定し長期継続契約として 5 年にわたるリース契約を結んでいる。長期継続契約とは、物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの(大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条)とされており、このように工事部分が多く含まれるものに対してリース契約を結ぶという行為は商慣習上一般的でない。工事請負契約とリース契約の関係についてルールを明確にする必要がある。

③ファイナンス・リース契約の取扱い

このリース契約は、途中解約した場合には損害賠償を請求されることから実態は解約不可能であり、契約期間 5 年終了後には無償譲渡されるということからもファイナンス・リース取引に該当すると考えられ、実質的に物品購入と変わらない内容である。このような契約内容でかつ高額な取引を、議会承認や債務負担行為もなく長期継続契約で締結している現行の取扱いを再検討されたい。

(講じた措置の内容)

①契約方法の見直し

科学館の展示企画については、より来館者に満足いただけるよう、民間の様々なアイデアを取り込むべく、プロポーザル方式を取り入れたものです。今後は、プロポーザルの方法も含め、分離して発注できるか検討を行います。

(教育委員会 科学館)

②工事請負とリース契約

「(仮称) リース契約ガイドライン」を作成し、リース対象物品の範囲や選定に関するルール作りを検討していきます。

(総務部 契約検査課)

③ファイナンス・リース契約の取扱い

本契約については、総務部財政課とも十分協議を行い、当該手法による事業を進めたもので。しかしながら、この度の監査意見を踏まえた中で、財政運営手法等の課題として財政課、契約検査課などの関係課と協議をしていきます。

(教育委員会 科学館)

[3] 北部地域文化センター

1 監査結果

(報告書 173 頁)

(1) 業務委託の確認方法について

平成 24 年度に施設維持管理業務等委託料として 20,913 千円支出しており、その内契約金額が 1,000 千円以上のものは総合設備管理業務、舞台ホール運営業務、清掃業務の 3 件であった。それぞれの契約書、仕様書の記載内容と委託業者から提出されている書類等を確認したところ、次のように契約内容が履行されていない事項や北部地域文化センター担当者が確認できていない事項があった。

業務内容 (平成 24 年 度委託 料 : 千円)	問題点	契約書・仕様 書	実状	改善すべき事項
総合設備 管理業務 (7,455)	業務体 制	技術員のみの 記載。	統括責任者 1 人・事 務責任者 1 人・業務 担当者 2 人配置する 名簿提出あり。	・仕様書に必要な業務体制 と人員配置の記載が必要で ある。
	業務体 制簿・個 別調書	提出義務記載 なし。	平成 23 年度業務体 制名簿と業務担当 者履歴書提出あり (24 年度提出なし)。	・仕様書に提出義務の記載 が必要である。 ・年度当初に必ず提出させ るべきである。
	点検報 告書	1.設備運転管 理業務、2.建 築物環境衛生 管理業務、3. 吸式冷温水 機保守点検業 務について点 検報告書提出 記載なし。	・1 について業務報 告書提出あり。 ・2 の業務のうち、 空気環境測定報 告書を確認したが、測 定者と建築物環境 衛生管理技術者が 業務再委託先会社 の従業員であった。	・日常業務と定期点検業務 全てにおいて仕様書に点検 報告書の提出義務の記載が 必要である。 ・1 の業務報告書に勤務者 の自署と勤務時間の記載が 必要である。
	業務の 再委託	基本再委託禁 止・大津市承 諾の場合可能 (契約書第 6 条)。	・建築物環境衛生管 理業務の一部につ いて再委託を確認。 ・申し出と承諾手続 の書面確認不可。	・再委託を承諾する場合に は委託者からの申し出と大 津市の承諾手続が必要であ る。
舞台ホー ル運営業 務(7,245)	業務体 制	常駐操作員の みの記載。	統括責任者 1 人・事 務責任者 1 人・業務 担当者 2 人配置する 名簿提出あり。	・仕様書に必要な業務体制 と人員配置の記載が必要で ある。

清掃業務 (1,901)	業務体制簿・個別調書	常駐操作員の履歴書提出のみ記載あり。	平成 23 年度業務体制名簿と業務担当者経歴書提出あり(24 年度提出なし)。	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に提出義務の記載が必要である。 年度当初に必ず提出せるべきである。
	日常業務報告	勤務簿の提出。	業務報告書の提出あり。	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に勤務簿ではなく、日常業務報告書提出義務の記載が必要である。
	業務計画書	提出義務記載なし。	月間催物予定表に催し物予定と勤務体制等を記入して提出。	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に月間計画書の提出義務の記載が必要である。 月間計画書に催し物だけでなく、打ち合わせ予定等の他業務についても記載が必要である。
	業務体制	事務責任者・現場責任者・作業員(ただし承諾後、現場責任者と作業員兼務可)。	事務責任者 1 人・事務副責任者 1 人・業務責任者 1 人・業務副責任者 1 人・業務担当者 2 人選任している名簿届出があるが、現場常駐者は業務担当者 1 人のみ。	<ul style="list-style-type: none"> 現場責任者と作業員を委託業者は選任しているが、現場業務には作業員 1 人しか勤務していない。現場責任者も現場業務に従事させ現場管理を行わせるべきである。
	業務体制簿・個別調書	提出義務記載あり。	平成 23 年度業務実施体制届提出あり(24 年度なし)。	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に必ず提出せるべきである。
	業務計画書	提出義務記載あり。	平成 23 年度業務計画書の提出あり(24 年度なし)。	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に必ず提出せるべきである。
	日常業務報告書	提出義務記載あり。	提出あり。	<ul style="list-style-type: none"> 現場責任者と作業員の勤務時間の記載が必要である。 従事業務レ点チェックのみではなく、館内設備機器の状況や館内外破損状況等の報告事項の記載も必要である。
上記項目について改善が必要であるとともに、北部地域文化センター担当者は業務内容を正確に把握したうえで契約書・仕様書等を作成し、契約書・仕様書等に記載された内容で委託業務が適正に行われているかを確認すべきである。				

(講じた措置の内容)

総合設備管理業務の業務体制簿・個別調書については必要書類を提出させました。業務

報告書の記載内容については改善済です。業務の再委託については平成25年度からなくしたため、手続き不要となっています。

舞台ホール運営業務の業務体制簿・個別調書については必要書類を提出させました。業務報告、業務計画書の内容についても改善済です。

総合設備管理業務、舞台ホール運営業務の仕様書については、監査意見を参考に見直し、平成28年度からの入札の時に改めます。

清掃業務の業務体制については仕様書に沿った体制名簿、個別調書を提出させました。業務報告書の記載内容については、監査意見を参考に見直します。

(教育委員会 北部地域文化センター)

(報告書175頁)

(2) ホール施設の貸付

北部地域文化センターでは、ホールを貸し出すときに1日1組を前提にしており、例えば1日の内で1区分でも使用されたら残りの区分は貸し出さないことにしている。その理由として、利用者が時間どおりに終わらないこと等を挙げている。平成24年度における開館日数に占める稼働日数の割合は41.5%であるが、開館時間に占める稼働時間の割合はかなり低くなるものと思われる。

北部地域文化センター担当者は、利用者と使用時間内に催しの準備から片付け、退室までが可能かを事前の打ち合わせで詳細に確認してから使用許可すべきであり、利用においても時間どおりに運営されているかの確認や管理等を行う必要がある。

また、使用許可を1日1組に限定せず、空いている時間帯を使用許可し、施設を有効に活用すべきである。

(講じた措置の内容)

当ホールの貸室部分は、500人ホールとホール利用者に限定したリハーサル室の二つです。ホールは可動椅子で、椅子を収納すると平場として大会議室などに活用できるような構造になっています。舞台についても演劇や反響板を使った音楽発表会まで、幅広い利用が可能な施設となっており、それぞれの利用に合わせた準備と片付けに時間が必要です。

そのようなことから、1日の利用時間帯は3つの区分に分かれていますが、原則として1日1組に限定して利用を許可しているものです。しかし、ご指摘のとおり、単なる講演会など会場の片付けや準備の必要なものについて、当施設全体の設備管理業務やホールの音響・照明・舞台等管理運営業務に係る委託契約内容などを勘案し、今後の施設の有効活用を検討していきます。

(教育委員会 北部地域文化センター)

2 意見

(報告書 175 頁)

(1) 使用許可申請書

北部地域文化センターは、利用者が使用許可申請書を提出する前に、北部地域文化センター独自様式の使用協議書に使用目的等の詳細を記載させ、事前打ち合わせを行っているが、実際に提出された使用許可申請書の使用目的欄に記載のないものが散見された。使用許可申請書の使用目的欄に使用目的を確実に記入させるべきである。

(講じた措置の内容)

平成 26 年 4 月 1 日から使用申請者に対し申請書への詳しい目的の記載を求めていくことといたしました。

(教育委員会 北部地域文化センター)

(報告書 176 頁)

(2) 喫茶コーナーの運営について

北部地域文化センターは、1 階ホールに隣接した場所(14.5 m²)を、喫茶コーナーとして施設利用者への飲食物を販売する目的で個人へ貸している。使用計画書と使用許可条件に、営業日は休館日を除く 15 日以上、営業時間は午前 9 時から午後 5 時(催しにより随時延長)とされている。しかし、利用者が少ない場合に決められた時間どおりに営業されておらず、使用計画書と使用許可条件どおりでない状況である。利用者の利便性の観点から使用許可どおりの運営を行うよう指導するとともに、今後の喫茶コーナーの運営のあり方を再検討すべきである。

(講じた措置の内容)

喫茶コーナーに対する行政財産の使用許可については、本市の行政財産使用許可基準に基づき使用料等の徴収を行っています。そこで、当業者は平成 21 年から許可を受け営業を続けていますが、平日はホールの使用状況をみながら、利用者の多い時間帯を中心に営業を続けています。年間使用料を 4 月に一括支払いで納めてもらっていますが、今年度において、営業方法などについて具体的に協議を進めてまいります。

(教育委員会 北部地域文化センター)

[4] 和邇文化センター

1 監査結果

(報告書 177 頁)

(1) 清掃業務委託

清掃業務委託契約の仕様書において、毎日の業務終了後に当日の業務報告書を提出させることになっているが提出されていない。清掃業務は毎日行われ、業務内容は多岐にわた

っているので、その日の清掃内容や清掃員の勤務体制、施設の状況等を記入させた業務報告書を毎日提出させて、現場確認等と合わせて業務確認を行うよう改善すべきである。

(講じた措置の内容)

清掃業務における現場確認等については、平成26年2月から毎日の業務終了後、業務報告書の提出を受け、その報告書に基づき現場確認及び業務確認を行っています。

(教育委員会 和邇文化センター)

2 意見

(報告書177頁)

(1) ホール等施設の稼働率向上

ホール等施設の稼働率はそれぞれ時間帯区分別では20%を下回っており有効に施設が活用されているとは言い難い。確かに営利目的等では貸し出しきれないと音漏れの関係でホールとリハーサル室を同時に貸し出すことが難しい等の制約があり、和邇文化センター担当者も苦労されていることは理解できる。しかし、講座等開設事業については毎年同じように開催しているのみであり、さらに講座等を増やすべきである。また、公民館等の他施設と連携して事業を企画したり、公民館利用者団体等に和邇文化センターの利用を促すような方策を講じたりすることも必要である。

(講じた措置の内容)

当ホールについては、客席が固定席のため、利用が舞台発表や講演会等に限定されていますが、公民館事業や図書館事業のホール利用促進を図るとともに、舞台を活用した演劇や吹奏楽の練習・発表についても市内学校関係者に周知し、利用促進を図っています。

また、新たな取り組みとして、本年度は、子ども映画会を各学期末に実施するとともに、平成27年度からは、毎月子ども映画会を開催し、市民に親しみやすい文化ホールとなるよう事業を展開して参ります。

(教育委員会 和邇文化センター)

[5] 図書館

1 意見

(報告書189頁)

(1) 不明図書対策について

平成24年度の蔵書点検において、不明資料は合計6,808冊である。5年連続不明となつた場合は除籍処理をされるため、6,808冊は平成20年度以降の過去5年間に不明となつている図書の数である。

不明図書は不正持ち出しや盗難など、貸出処理をされていない図書が館外に持ち出されたことが原因である。現在、大津市立図書館では、書籍等の盗難防止策は講じられていない。盗難防止策としては、警備員や監視カメラの配置やロッカーを設置して、個人の荷物

を図書館に持って入らないようにすることや、貸出処理をしていない図書を持ったまま出入口に設置されたゲートを通過すると警告音が鳴るシステムであるブックディテクション・システムの導入などがある。いずれも一長一短あるが、平成24年度には1,005冊もの図書が不明のため除籍処理されており、市民の重要な資産を守るために不明図書対策が必要である。

(講じた措置の内容)

市民の財産である図書を不明図書にしないことは、図書館の責務の一つであり、図書館では、本棚の配置を工夫したり、貸出前の本を運ぶためのかごを導入したりしてきました。

一方、利用者からは、管理、監視を感じるような利用は不快であるとのご意見もあり、参考資料室前に設置していた荷物を入れるロッカーを廃止するなど自由に利用できる雰囲気づくりに努めてきました。ご指摘の盗難防止策、特にブックディテクション・システムの導入については導入・維持経費が必要となるため、今後の検討課題とし、利用者のモラル向上の啓発にも努めることで、不明図書の減少を目指していきます。

(教育委員会 図書館)

(報告書189頁)

(2) 図書購入額について

大津市の運営方針の1.に「市民の求める図書を自由に気軽に貸し出すこと」とある。しかし、図書購入費は図書館費293,917千円の11.50%の33,799千円である。しかも、志賀町と合併する前に図書館が本館と北図書館だけだった時と比べて和邇館が増えて3館になったにもかかわらず、図書館の資料費(図書整備費)は増えていない。市民の求める図書を貸し出すためには、「本」そのものが必要であり、「本」は図書館を構成する大切な要素の一つでもある。大津市の図書購入費は他の人口30万人から40万人の中核市の平成22年度決算額の平均42,853千円より10,053千円も少ない32,800千円である。滋賀県内の他の市町と比較しても人口1人当たり資料費は最下位である。大津市立図書館が市民にとって魅力ある図書館であるために、図書の確保につき検討されたい。

(講じた措置の内容)

市民の読書ニーズに応えるための蔵書構成と、そのための図書購入費の確保は図書館の重要な使命であり、市民にとって魅力的で利用しやすい図書館するために最も大切なことの一つであると考えています。図書館は、市民誰もが本によって知識を得たり、読書を楽しむことで、より豊かな人生を送る一助となり、知る自由を保障するという市民サービスを充実させるために重要な役割があることから、今後も最大限の図書購入予算の確保に努めています。

(教育委員会 図書館)

(3) 職員の配置について

図書館職員は、図書館を構成する 3 要素のひとつであり、人件費も 200,522 千円と図書館費の 68.2% を占めているにもかかわらず、実際の職員の配置については、過去の知識や経験を生かすことのできる人材が配置されておらず、将来に向けてよりよいサービスを提供できるような体制になっているとは言えない。

①館長について

文部科学省は図書館の健全な発達を図るために、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めている。平成 24 年 12 月に改正、施行された新基準によると、図書館長については、「その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」とされている。

しかし、大津市本館の平成 15 年から平成 24 年の 10 年間を見ると、図書館での勤務経験がある館長は 1 名のみで、10 年間に 8 名が館長となっており、ほぼ毎年館長が変わっている。

また、1 名を除き過去に図書館での勤務経験もなく館長に就任しており、知識・経験があるとは言い難い。司書資格を持った館長も 10 年間で 2 名である。また館長就任期間も半数の 5 名が 1 年間である。市においては前年度に予算要求を行い、当年度の予算が決まるのであり、運営や行政について、新たな企画等を 1 年や 2 年の短期間で遂行することは不可能である。つまり、市は、「図書館の改革」や「運営の方向性を定める」など中長期的な視野に立った役割を担うことを館長に求めていないと考えられる。職務分担表にあるように「館の統括」という意味でも、1 年ではよい成果を期待できない。館長については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」にあるように、知識・経験そして司書となる資格を有する者をある程度の年数は継続して任命することが必要である。

②職員について

図書館において、いかなる「本」を購入するかということは、大変重要なことである。購入する本を選ぶことを、選書と言う。大津市立図書館本館の担当者によると、選書は、図書館員の経験やカウンターでの利用者との対話、その他、新聞・書評・雑誌・テレビ・インターネット等を参考にし、常に世の中の動きにアンテナをはり、行われているとのことである。

このような選書業務は、個人の経験、資質によるところが多く、一朝一夕にスキルを身に着け、行うことのできるものではない。選書がきちんとできるようになるまでには数年の経験を必要とするとも言われている。しかし、大津市の人員配置を見ると、平成 24 年度においては、本館の選書担当の正職員は司書資格を持たない、勤続年数が 1 年目の 2 名と 4 年目の 1 名の 3 名である。嘱託は、司書資格を有する勤続年数 20 年目及び 4 年目の嘱託 2 名が選書担当で、合計 5 名である。司書資格を持ち、図書館勤続年数 19 年の職員（次長）

が選書担当ではないが、指導を兼ねて選書に携わるようにして、選書業務に支障をきたさないようにしていたとのことであるが、本来の選書担当職員に必要な経験・知識が備わっていない人員配置であったため、通常以上の指導を含めた選書業務を当職員が担う必要があったと思われる。また、平成24年度の選書担当の正職員3名は、平成25年度は一人も図書館で勤務していない。

市民の関心を汲み取り、地域性などを考慮したよりよい選書を行うためには、職員が知識・経験を積むことができ、さらにそれを引き継いでいける職員配置が必要である。

(講じた措置の内容)

①館長について

図書館長に限らず、全ての施設長（所属長）の異動にあっては、適材適所を基本に行っているところです。図書館長の在課年数が相対的に短期間となっていることについては、組織全体の異動の結果によるところですが、異動により市民サービスの低下に繋がることのないよう今後さらに留意していきます。

(総務部 人事課)

②職員について

知識・経験及び技術継承の観点からも、そのための体制整備が求められていることは認識していますが、職員総数を抑制している中、正規職員の増員配置は困難な状況であるため、再任用職員・嘱託職員の活用も図りながら、その体制整備に努めていく必要があると考えます。

(総務部 人事課)

(報告書191頁)

(4) 開館時間及び休館日について

大津市は、「市民の求める図書を自由に気軽に貸し出すこと」及び「あらゆる人に図書を貸し出し、図書館を市民の身近な施設とすること」を運営方針としている。大津市の現在の市民一人当たり貸出冊数、登録率は県内最下位であり、決して「あらゆる人」が「図書館を身近な施設」として、「図書を自由に気軽に」借りられているとは言えない。その理由は、開館時間と立地条件にある。

大津市の図書館の開館時間は以下のとおりである。

	本館	南郷公民館 図書室	北図書館	和邇図書館
火曜日から土曜日	10:00～19:00	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00
日曜日	10:00～17:00	休館	10:00～17:00	10:00～17:00
休館日	月曜・祝日（土・ 日の場合開館） 月末の木曜日(8)	日曜・月曜・ 祝日・年末年 始	本館と同じ	本館と同じ

	月・12月除く、9月は第1土曜も休館)、年末年始			
--	--------------------------	--	--	--

近隣の市立図書館（本館）の開館時間は以下のとおりである。

	開館時間				休館日
	平日	土曜日	日曜日	祝日	
大津市	10:00～19:00		10:00～17:00	休館日 土・日の場合開館	月曜・国民の祝日(土・日の場合開館)・年末年始 月末の木曜日(8月・12月除く、9月は第1土曜も休館)
京都市	10:00～20:30		10:00～17:00		火曜日・年末年始
大阪市	9:15～20:30		9:15～17:00		毎月第1・3木曜日・年末年始
神戸市	9:15～20:00		9:15～18:00		月曜日・年末年始
奈良市	9:30～19:00		9:30～17:00	休館日	月曜日・国民の祝日・年末年始・毎月末
和歌山市	10:00～20:00	10:00～18:00(18:30～4月から9月)		休館日	金曜日・国民の祝日・年末年始・毎月末
名古屋市	9:30～20:00	9:30～19:00	9:30～17:00		月曜日・第3金曜日・年末年始
津市	9:00～19:00		9:00～17:00		火曜日・最終木曜日・年末年始

上記のとおり、大津市の市立図書館の開館時間は近畿の県庁所在地の市立図書館の中でも最も短い。大津市立図書館の月曜日以外の平日の開館時間は本館が10時から19時、北館及び和邏館は18時までと会社勤めの市民には利用しにくくなっている。また、休みの曜日を固定していることから、月曜日のみが休みの仕事を持つ市民には利用することができない。近隣他市の中で最も開館時間が短いことからも、開館日を工夫したり、開館時間を延長したりするなど、市民のニーズに応じて検討することが必要である。

(講じた措置の内容)

開館日については、平成26年度は、これまで閉館日としていた9月の第1木曜日及び祝日の内11月3日の文化の日は曜日に関わらず開館とし、利用者の利便性を図ります。その他の祝日開館、開館時間の延長については、市民意識調査や独自で実施した利用者アンケートの結果を踏まえ、必要な人員体制や、経費等の面からも検討していきます。

(教育委員会 図書館)

(報告書192頁)

(5) 図書館に対する市民の声について

現在、大津市立図書館に対する市民の意見や要望について、市民の14%である来館者は各図書館に設置されている意見箱を利用して伝えることが可能であるが、来館できない又はしていない86%を占める市民にとっては、意見を伝えやすい環境が整っていない。

大津市の平成23年度の利用冊数資料によると、下記のとおり19歳から29歳の利用が少ない。

(年齢別利用者の状況)

区分	貸出冊数				年齢別貸出数割合			
	合計	本館	北図書館	和邇図書館	合計	本館	北図書館	和邇図書館
0～9歳	233,368	139,880	50,750	42,738	14.53%	15.47%	13.92%	12.67%
10～18歳	162,730	103,187	35,178	24,365	10.13%	11.41%	9.65%	7.22%
19～29歳	90,381	49,739	22,478	18,164	5.63%	5.50%	6.17%	5.39%
30～39歳	255,826	148,308	61,066	46,452	15.93%	16.40%	16.75%	13.77%
40～49歳	266,101	153,660	62,713	49,728	16.57%	16.99%	17.20%	14.74%
50～59歳	182,538	90,720	45,802	46,016	11.37%	10.03%	12.56%	13.64%
60歳以上	415,131	218,748	86,573	109,810	25.85%	24.19%	23.75%	32.56%
年齢不明	12	9	3	—	0.00%	0.00%	0.00%	—
計	1,606,087	904,251	364,563	337,273	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(注)大津市統計年鑑平成24年度版より集計したため、年齢の区分が10歳毎となっていない。

利用者の貸出冊数を年齢別に見ると、19歳から29歳の割合が他の年齢区分に比して半分以下の全館合計で5.63%となっている。

時事通信社が2005年に行った「図書館に関する世論調査」において、公共図書館を利用しなかった理由は

1. 本を読まない
2. 本を借りたり返したりするために、図書館に出掛けるのが面倒だ
3. 本は買ったり、人から借りたりして読む
4. 公共図書館が近くにない
5. 開館時間中に図書館に行くことができない

などがあげられている。また、年代によってトップにあげられた理由が異なり、20歳代では「開館時間中に図書館に行くことができない」30%、30歳代では「本を借りたり返したりするために、図書館に出掛けるのが面倒だ」32%、40歳以上の年代では「本をほとんど読まない」26～36%となっている。

上記調査結果は、大津市の状況とは異なる可能性はあるが、利用者の声を聞くことが大切なことであるのと同時に、大津市民がどのような理由で図書館を利用していないのか、又はできないのか等についての意見や要望を聞くために、図書館のトップページからより手軽に市民の声が届けられるようにするなどの対応が必要である。

(講じた措置の内容)

最近では市のホームページ上から図書館に対するご意見も寄せられています。ご指摘の図書館のホームページから市民の声が届けられるようになりますことも含めて、利用しておられない市民の意見や要望を聞くための方法を検討していきます。併せて図書館を利用したことのない人が行ってみようと思う事業の開催や、広報活動、情報発信により図書館への興味を喚起していきます。

(教育委員会 図書館)

(報告書193頁)

(6) 指定管理制度など民間活力の導入

滋賀県内において、大津市は、登録一人当たり貸出冊数以外の人口当たり蔵書数、人口当たり登録者数、人口一人当たり資料費のそれぞれで最下位である。

このような状況の中、大津市が限られた予算の中で、図書整備費を確保し、経験や知識、司書資格を重視した人員も継続的に確保しつつ、開館時間を延長する方法を考える際、業務の民間委託や指定管理者制度など民間活力の導入による実現の可能性も否定できない。指定管理制度導入には、メリット、デメリットがそれぞれ指摘されているが、メリットを最大限生かし、デメリットを最小限に抑える又はなくす方策を立てることでよりよい図書館運営を行うことが可能となる。よりよい大津市立図書館の運営について、また今後の大津市立図書館のあり方について再考し、市民及び大津市が目指す図書館の実現に向けた運営改善の取組みのため、業務の民間委託や指定管理者制度の導入など民間活力を導入することについても検討する必要がある。

(講じた措置の内容)

民間委託や指定管理者制度の図書館への導入については、様々な意見がありますが、図書館には教育機関としての役割や意義があり、図書館の運営全般にわたる質の確保が求められています。そのため、運営上考慮すべき課題等について、今後は大津市図書館協議会への諮問を行い、平成27年度9月頃を目処に教育委員会としての方向性を決める予定です。

(教育委員会 図書館)

[6] 文化財保護

1 意見

(報告書197頁)

(1) 公有地化された遺跡の活用

公有地の取得のために平成24年度に63,079千円を支出し、平成24年度末までの4カ所の史跡に対する累計支出金額は1,687,334千円である。この事業は、国からの補助事業で80%の補助があるが、大津市も20%は負担を行っている事業である。

遺跡の公有地化は、毎年度予算額に応じて行われているが、大幅に計画からは乖離しており、公園として整備されて市民が利用できるのはいつか分からぬ状況である。

4つの遺跡の内、穴太廐寺については案内板が設置されていた。また、山ノ神遺跡については、教育委員会設置ではないものの「瀬田史跡会」が平成2年に案内板を設置している。あの、惣山遺跡、青江遺跡については案内板も何も設置されておらずほとんどの市民がその存在も知らないと思われる。

惣山遺跡には802,051千円、青江遺跡には360,405千円もの税金を投じているのであればせめて案内板は設置し、敷地内に入れるような状態までは整え、文化財の存在を市民に知らしめ、アピールされたい。

遺跡公園の整備についても、整備費用の金額と市民の満足度合いは必ず比例するものでないと思われる所以、費用をかけずに早い時期に実施できる方法を検討されたい。

また、文化財保護の観点からだけでなく、観光資源としていかに利用していくのか観光担当部局と協議し具体的計画を作成されたい。

(講じた措置の内容)

穴太遺跡については、整備の前提となる公有化に期間がかかると考えられることから、公有化済の部分について、予算をかけない仮整備を検討し活用したいと考えています。

山ノ神遺跡については、市民協働提案制度に採択された事業により、平成26年から28年にかけて窯跡と工房跡の仮整備を行います。平成26年度の整備については10月から3月までを予定しております。説明板については、平成2年に教育委員会で既に設置しています。惣山遺跡・青江遺跡については、平成25年度から史跡の中心となる近江国庁跡の管理者である県教育委員会と活用について協議を行っています。案内板については、公有化済みの土地に二重投資とならないような仕様の案内板を来年度から有効に配置して設置します。

史跡・遺跡の整備については、国・県・市において具体的に協議、検討していきます。

(教育委員会 文化財保護課)

[7] 歴史博物館

1 監査結果

(報告書199頁)

(1) 歴史博物館の収入管理について

観覧券の払出枚数については管理表が作成され、1か月に一度程度は観覧券の現物とも確認が行われている。しかし、使用料収入金額の総額とチケットの払い出し枚数の確認は行われていないので、収入の網羅性を確認するため、整合性を確認する必要がある。

その際、現在は有料観覧券の裏に、「老人」、「介護」、「福祉」のスタンプを押すことで無料処理されているが、有料観覧券が払い出されるにもかかわらず、入金がないことが正当化されてしまうため、入場料を免除する入館者に対しては無料入館用の観覧券を作成すべきである。また、観覧券のたな卸は業務の閑散時に任意に行うのではなく毎月末に定期的に実施すべきである。

(講じた措置の内容)

入場料を免除する入館者への対応については、新たに無料観覧券を作成するには経費もかかるところから、有料観覧券ではなく招待券（無料）の裏に「老人」、「介護」、「福祉」のスタンプを押す形に改めました。

また、観覧券のたな卸は、毎月末で締めて、1月間の出庫数、在庫数、入金額を照合するようにしました。

(教育委員会 歴史博物館)

2 意見

(報告書 199 頁)

(1) リース契約について

大津市はリース会社と「歴史博物館データベースシステム・講堂放送設備・ビデオライブラリー関連機器他一式」を賃借動産とし、平成 22 年 11 月 1 日から 5 年間、賃貸借料 33,446 千円とする賃貸借契約を締結した。

リース会社の選定にあたっては、平成 22 年 10 月 14 日入札が行われ、7 社が応札した結果 A 社が選定されている。リース会社選定の入札においては、物件価格を 31,384 千円と決定した後に、金利と手数料部分につき入札が行われている。すなわち、賃貸借料 33,446 千円のうち物件価格 31,384 千円を除く 2,062 千円については入札により決定されている。

一方、物件価格 31,384 千円の内訳は下記のとおりである。

	物件名	物件価格(千円)	売主
1	歴史博物館データベースシステム	21,770	B 社
2	ニンテンドーDS ガイドシステム		
3	れきはくクイズ道		
4	歴史博物館講堂放送設備一式	3,900	C 社
5	歴史博物館ビデオライブラリー関連機器一式	5,714	D 社
合計		31,384	

上記の物件価格及び売主の選定は、「大津市歴史博物館委託業務指名競争等参加者選定委員会」が、随意契約により決定している。歴史博物館データベースシステム等は、指名業者によるプロポーザル方式で決定しようとしたが、結果的には 1 社のみの応募により、随意契約が行われている。

① リース契約における物件選定ルールの必要性

リース契約を締結する場合に、リース契約の基となる物件の選定に関して明確な規則が存在しない。最終的には、リース会社の選定になるが、実質的に重要なのは物件の選定であり、リース契約の基となる物件選定のルールを明確にする必要がある。

② 工事請負契約とリース契約

「歴史博物館講堂放送設備一式」については、放送の機器だけではなく配線の大幅な変更工事が必要となる工事請負を伴うものであり、発注の方法によっては工事請負費になるものと考える。このような、工事請負を伴うようなものであってもリース契約の対象とすることが可能かどうか現在のところ明確な規定がない。もし、自由に請負契約とすべきものまでもリース契約にしてしまえるのであれば、請負契約に係わる入札手続の抜け道になる可能性があり、工事請負契約とリース契約の関係につきルールを明確にする必要がある。

(講じた措置の内容)

① リース契約における物件選定ルールの必要性

「(仮称) リース契約ガイドライン」を作成し、リース対象物品の範囲や選定に関するルール作りを検討していきます。

(総務部 契約検査課)

②工事請負契約とリース契約

「(仮称) リース契約ガイドライン」を作成し、リース対象物品の範囲や選定に関するルール作りを検討していきます。

(総務部 契約検査課)

(報告書200頁)

(2) 小中学校生の入館者数について

平成24年度の小中学校生の学校教育目的の利用による来館者は小学校2校、中学校5校(内2校は市外)であり、合計来館人数は567名に過ぎない。歴史博物館の常設展示は、大津市の歴史を学ぶ恰好の教材であり、市内小中学校に対して利用促進を働きかけ、教師の研修や児童・生徒の地域学習に役立て、歴史博物館の学校教育目的としての利用をさらに高められるように検討されたい。

(講じた措置の内容)

小中学生による学校教育の一環としての歴史博物館常設展示の観覧につきましては、小中学校における授業時間の確保や博物館への移動時間などの課題から、入館者は限られた学校に留まっているのが現状です。今後は、少しでも増やせるよう、具体的な手順として、まず教育委員会学校教育課と事前協議のうえ、当館常設展示の内容をまとめたマニュアルを作成し、次いで、市内各小中学校の担当教員にそのマニュアルを配布し、授業での活用の検討を依頼する予定です。

(教育委員会 歴史博物館)